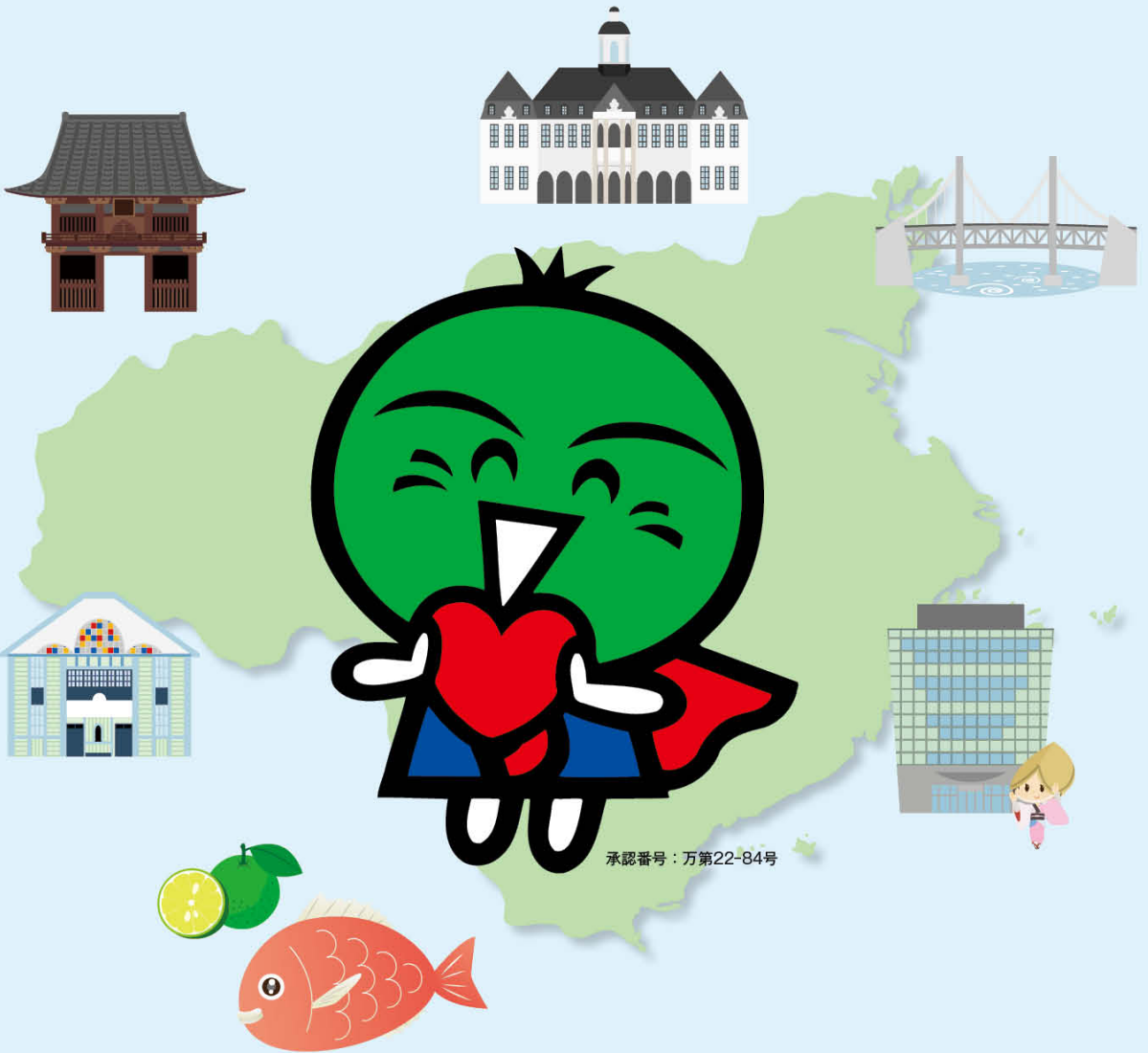


とくしま

がん療養サポートブック

がん患者さんご家族のための地域療養情報



徳島県がん診療連携協議会・徳島がん対策センター

はじめに

「とくしまがん療養サポートブック」は、がんと診断された方や、その方を支える周囲の方々に読んでいただくための冊子です。

県内のがん医療の体制や治療、必要な費用、介護等の様々な不安や悩みの解消に役立つ情報や身近な相談窓口を紹介しています。

この冊子が、療養生活を送られる皆様のお役に立てるものとなれば幸いです。



○あわせてお読みください

国立がん研究センターが発行している「がんになったら手にとるガイド 普及新版」を読み進めるとより理解が深まります。

本冊子を作成にあたって、これらを参考にしています。ぜひ手に取ってみてください。

『患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版』

病気や治療の知識から、心構えのこと、費用や支援制度、療養に役立つヒントなどについて患者さんへの支援をまとめた一冊です。

全国の書店で注文可能です。『わたしの療養手帳』付。
定価：880円（税別）

PDFファイルでも読むことができます→



『わたしの療養手帳』

医師から説明されたことや、あなたの希望を書き込んで、考えを整理することができます。

診断されて1年ぐらいいまでの利用を目安に作られています。

PDFファイルで読むことができます→



もくじ

徳島のがん医療・相談窓口

がん診療連携拠点病院等	3
1) 県内のがん相談窓口	4
①がん相談支援センター ②徳島がん対策センター	
2) 全国のがん相談窓口	6
①がん情報サービスサポートセンター ②がん相談ホットライン	

がんと告げられたら

1) がんと心	7
2) がん治療の流れ	8
3) 信頼できる情報を得る	10
4) 理解・納得して治療を受けたい	11
①主治医の説明を聞くとき ②セカンドオピニオンの利用	
5) 家族ががんになったとき	13
①家族は第二の患者 ②がんの原因はわからない	

がんの治療

1) がんの基礎知識	14
①がんの発生 ②がんの種類 ③病期 ④希少がん	
2) 標準治療	15
①手術療法 ②薬物療法 ③放射線療法	
3) がん症状・副作用に対する治療（支持療法）・ケア	16
①リンパ浮腫 ②口腔ケア ③アピアランスケア	
4) がんゲノム医療	18
5) 緩和ケア	19
①緩和ケアとは ②緩和ケアを受けるには ③がん疼痛緩和と医療用麻薬	
6) 民間療法のがんに対する効果は証明されていない	20

若年（小児・AYA世代）・働き世代のがん患者さんの支援

1) 小児・AYA 世代のがんについて	21
①小児がん ②AYA 世代のがん	
2) がん治療と生殖医療	21
①妊よう性温存療法 ②妊よう性温存療法に対する費用助成	
3) がんと性生活	22
4) 子育て支援	23
①ファミリーサポートセンター ②ショートステイ ③がんを子どもに伝えるとき	
5) 就労支援	24
①がん治療と仕事の両立支援 ②職場とのコミュニケーション ③仕事を続けながら治療をしている方または事業者の方の相談窓口 ④就職や転職を考えている方の相談窓口	

在宅療養の支援サービス

- 1) 在宅療養中に利用できる支援 28
 - ①訪問診療（在宅医） ②訪問看護 ③在宅歯科診療・口腔ケア
 - ④訪問薬剤指導 ⑤介護保険
- 2) 在宅療養サービスの利用にあたって 30

患者さんやご家族の支え合いの場

- 1) がんサロン 31
- 2) 患者会 32
- 3) ピアサポート 33

医療費・生活費に関する支援制度

- 1) 医療費 34
 - ①高額療養費制度 ②高額療養費限度額適用認定証
 - ③ひとり親家庭医療費等助成制度
 - ④子どもはくぐみ医療費助成制度
 - ⑤重度心身障害者（児）等医療費助成制度
 - ⑥小児慢性疾患特定疾病医療費助成制度
 - ⑦医療費控除 ⑧高額医療・高額介護合算制度
 - ⑨石綿（アスベスト）による健康被害支援制度
 - ⑩肝がん・重度肝硬変医療費助成制度
- 2) 生活支援 40
 - ①傷病手当金 ②失業手当（基本手当） ③障害者手帳 ④障害年金
 - ⑤生活保護制度

各種相談・問い合わせ先一覧

- 1) 県・市町村のがん担当窓口 43
- 2) ファミリーサポートセンター 44
- 3) 医療保険窓口 44
- 4) 地域包括支援センター 45
- 5) 福祉事務所 47
- 6) 年金事務所 47
- 7) 税務署 48
- 8) 保健所 48
- 9) 総合労働相談コーナー 49
- 10) 公共職業安定所（ハローワーク） 49

徳島のがん医療・相談窓口

徳島県には、1か所の「都道府県がん診療連携拠点病院」と3か所の「地域がん診療連携拠点病院」、がん診療連携拠点病院とのグループ指定を受けた1か所の「地域がん診療病院」があります。また、がん診療連携拠点病院に準ずる病院として県独自に2か所の「がん診療連携推進病院」を指定しております。

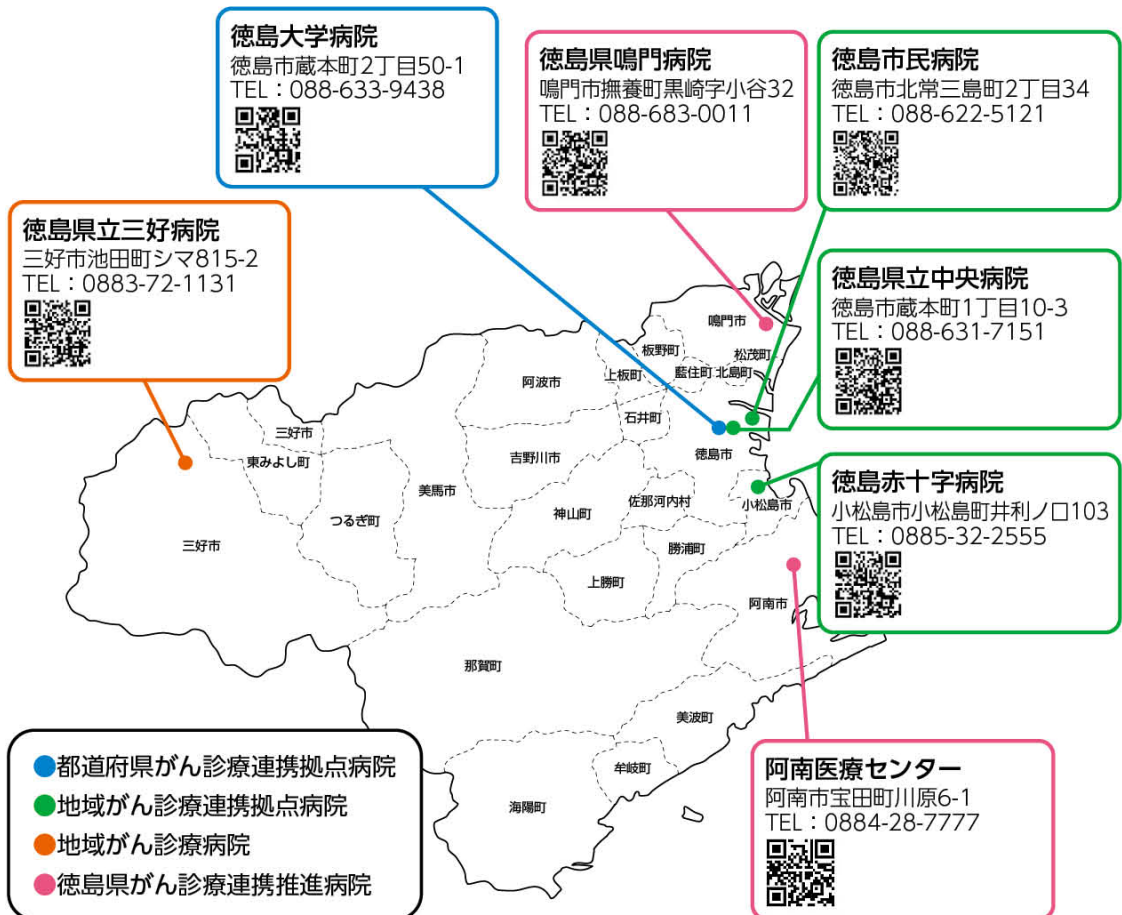
これらに加え、各地域の医療機関によるがん診療の提供、さらには在宅療養支援などを含めた関係機関のネットワークにより、どの地域の方も適切ながん医療を受けられる体制づくりを目指しています。

●がん診療連携拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、国が指定している病院のことです。これらの病院では、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行っています。

出典：厚生労働省ホームページ

がん診療連携拠点病院等



1) 県内のがん相談窓口

★がん相談支援センターは誰もが利用できる相談窓口です★

がん相談支援センターはがん診療連携拠点病院に設置されているがんの相談窓口で、患者さんやご家族や地域住民の方どなたでも利用できます。がん相談支援センターがある病院にかかっていない方でも利用できます。

また、がん診療連携拠点病院以外の病院でも、患者支援センター、医療福祉相談室、地域連携室といった名称で相談窓口を設置している医療機関があります。ご活用ください。

① がん相談支援センター

「がん」についての不安や悩み、心配ごとがある時は、「がん相談支援センター」へご相談ください。

がん相談支援センターでは、看護師や医療ソーシャルワーカーなど専門のがん相談員がいます。信頼できる情報に基づいて、がんの患者さんやご家族の相談に広く対応しています。必要に応じて、他の専門職と連携して対応します。

相談は無料。相談内容の秘密は厳守します。



●どこにありますか？

がん相談支援センターは、がん診療連携拠点病院内に設置されています。直接窓口にいかれるか、主治医など医療スタッフにお声掛けください。

●どのような相談ができますか？

- ・がんに関する検査や治療、副作用のこと
- ・医療者や家族・パートナーとのかかわり
- ・セカンドオピニオンについて
- ・経済的な負担や活用できる支援制度のこと
- ・在宅医療や介護などの療養生活のこと
- ・仕事や学校、家事や育児について
- ・不安や気持ちの落ち込みがある など

●がんに関する情報を入手することもできます

「がん相談支援センター」では、国立がん研究センターがん情報サービスが発行している「がんの冊子」を閲覧したり、無料で入手したりすることもできます。欲しい情報が見当たらないときや、情報の探し方についても、相談員に相談することができます。情報を探しているときにもご利用ください。



県内のがん相談支援センター

徳島大学病院

徳島市蔵本町2丁目50-1

電話番号

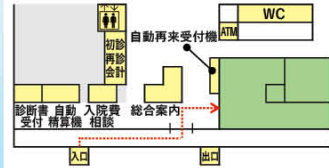
088-633-9438 (直通)

受付時間

月曜日～金曜日
(年末年始祝日を除く)
8:30～17:00



1階 外来診療棟玄関から入ってすぐ右側



徳島市民病院

徳島市北常三島町2丁目34

電話番号

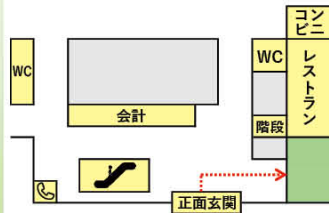
088-622-5121 (代表)

受付時間

月曜日から金曜日
(祝日などの外来休診日は除く)
8:30～17:00



1階 正面玄関入ってすぐ右側



徳島赤十字病院

小松島市小松島町井ノ口103

電話番号

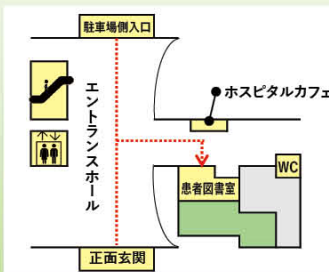
0885-32-2555 (内線3167)

受付時間

月曜日～金曜日
(年末年始祝日・5/1を除く)
9:00～16:30



1階 正面玄関より右側へ進み、患者図書室の奥



徳島県立中央病院

徳島市蔵本町1丁目10-3

電話番号

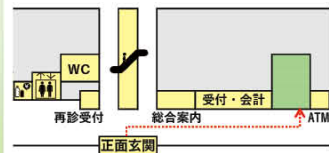
088-631-7151 (代表)

受付時間

月曜日～金曜日
(年末年始祝日を除く)
8:30～17:15



1階 正面玄関より右側奥



電話
番号

0883-72-1131 (代表)

受付
時間月曜日～金曜日
(年末年始祝日を除く)
8:30～17:15

1階 正面玄関入り、左方向へ



② 徳島がん対策センター

がんに関する全般的な相談について、専門の相談員が電話による相談対応をしております。

- がん患者総合相談窓口 (看護師・医療ソーシャルワーカーによる無料電話相談)

TEL : 088-634-6442

対応時間：月～金 8:30～17:00 (祝祭日除く)

2) 全国のがん相談窓口

① がん情報サービスサポートセンター (国立がん研究センター)

がんのことで困ったことや、知りたいことについて解決のお手伝いをします。

- がん電話相談

TEL : 0570-02-3410 (ナビダイヤル)

03-6706-7797

受付時間：平日 10:00～15:00 (土日祝日、年末年始を除く)

(相談は無料ですが、通話料金は利用される方の負担となります)

- がんチャット相談

スマートフォンやパソコンからも相談できます。

相談時間：平日 12:00～15:00 (土日祝日、年末年始除く)

相談は1回20分、1日1回まで利用できます。

下記アドレスまたはQRコードからアクセスし注意事項を確認の上ご利用ください。

- ☑がんチャット相談 (がん対策研究紹介サイト)

<https://plaza.umin.ac.jp/~CanRes/system/system-activities/>



② がん相談ホットライン (対がん協会)

がんになると、治療や副作用のこと、お金や仕事のこと、毎日の暮らしのこと、がんとの向き合い方やこれからどう生きていくかなど、様々な悩みや心配事がでてきます。これらに対して看護師、社会福祉士などの相談員が相談を受けます。

TEL : 03-3541-7830 (予約不要)

受付時間：毎日 (年末年始を除く)

10:00～13:00、15:00～18:00

がんと告げられたら

1) がんと心

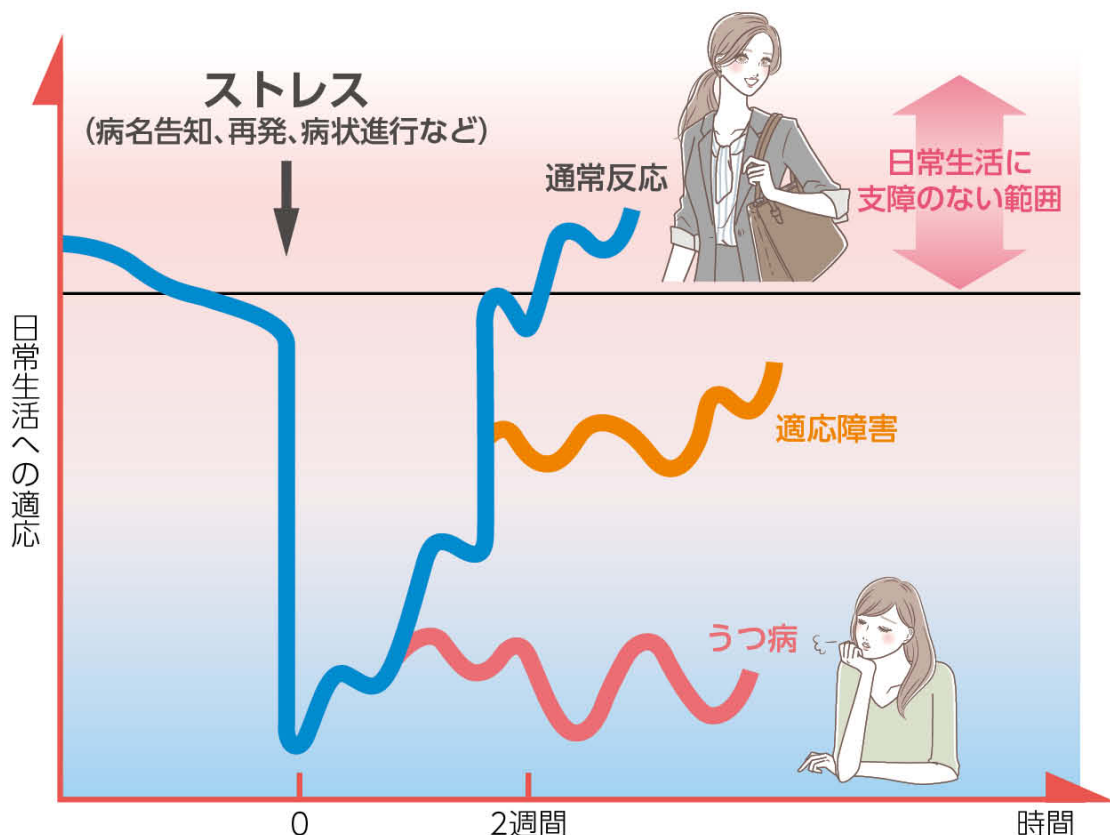
がんと診断されるのは衝撃的なことで、心に大きなストレスをもたらします。頭がまっしろになったり、今までに経験したことのないようなつらい状態に陥り、しばらくは不安や落ち込みの強い状態が続くかもしれません。

無理に頑張ったり、平静を装ったりする必要はありません。一人きりで誰とも話さない時間やじっと横になって寝ている時間があってもいいのです。ただ、ストレスが大きなこの時期に、仕事を辞めるなど大きな決断をするのは避けたほうがよいでしょう。

大きな衝撃を受けながらも、今、あなたが生きていること、そのことこそがかけがえのないことです。

●がんによるストレス（不安・落ち込み）への心の対応

しばらくの間は不安や落ち込みの強い状態が続くかもしれません。こういった気持ちの変化は、大きな衝撃から心を守ろうとする時の防御反応です。数日から2週間の時間の経過とともに、困難を乗り越えて適応しようとする力、前向きな気持ちが働き出します。

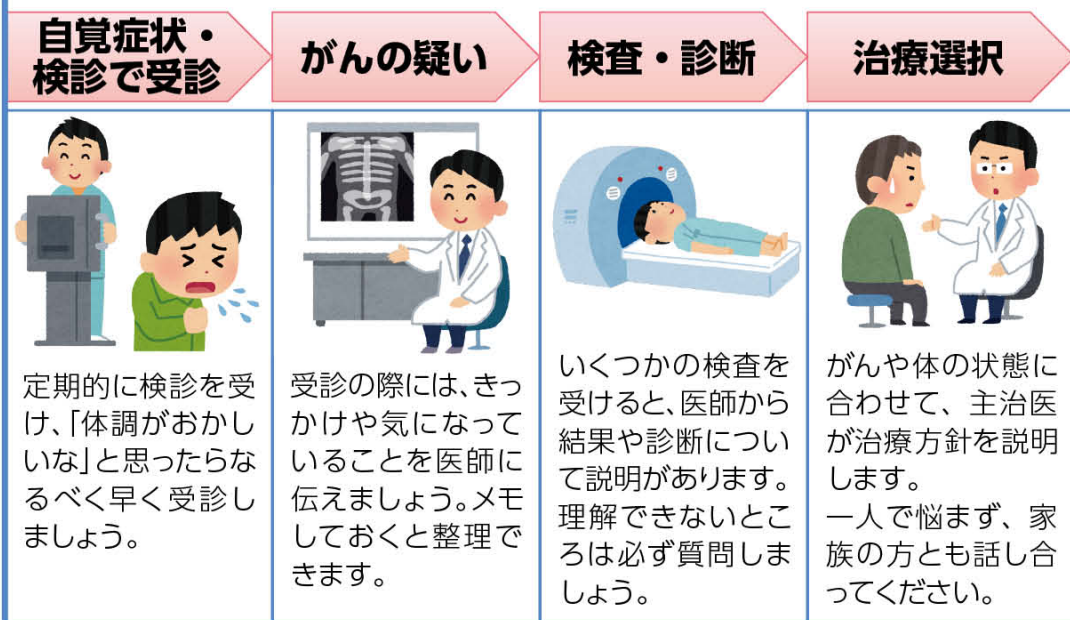


冊子「がんと心」（国立がん研究センターがん情報サービス）より抜粋

2) がん治療の流れ

がん治療の大まかな流れがわかると、心にゆとりが生まれます。それぞれの時期において、必要となる情報、支援やサポートについても確認しておくといいでしょう。

がん治療の流れと留意点



各時期に必要な情報・支援サービス

この時期に、がん相談支援センター
を利用してみましょう

がんの基礎知識 (14ページ)

標準治療 (15ページ)

生殖医療 (21ページ)

治療期

治療方針の変更

経過観察・療養



治療中に起こる困ったこと、つらいこと小さなことでもいいので、主治医、看護師など医療スタッフに話しましょう。



再発や進行、副作用などで治療方針が変更する場合があります。初めの治療選択と同様で、医師からの説明を十分に理解することが重要です。



治療終了後の体調の変化や再発がないかなど、定期的な受診・検査をします。
職場復帰など治療前の日常生活に戻していくよう努めていきましょう。安心な療養生活を送るための支援サポートも活用していきましょう。

がん相談支援センター (5～6ページ)

がんと心 (7ページ)

がん症状・副作用に対する治療 (支持療法)・ケア (16～18ページ)

セカンドオピニオン (12ページ)

がんゲノム医療 (18ページ)

民間療法について (20ページ)

子育て支援について (23ページ)

就労支援 (24～27ページ)

医療費・生活費に関する支援制度 (34～42ページ)

がんサロン・患者会・ピアサポート (31～33ページ)

在宅支援サービス (28～30ページ)

緩和ケア (19～20ページ)

3) 信頼できる情報を得る

例えば、インターネットで「がん治療」と検索すると見つかる情報は、非常にたくさんあります。大切なことは、それらが新しく正しい情報かどうかを見極めることです。

また、得られた情報がすべて自分の病気に当てはまるとも限りません。情報を探す時には「誰がどんな立場で発信しているか」、「情報に偏りはないか」に注意しましょう。がん相談支援センターには、国立がん研究センターがん情報サービスが発行したがんに関する各種冊子が設置されており、活用してみましょう。

✓ 国立がん研究センターがん情報サービス

がん情報サービス ganjoho.jp

サイト内検索

医師関係者向け | がん統計 | がんの臨床試験を探す

病名から探す | がんの治療と生活 | 制度やサービスを知る | がんの予防・検診 | 資料室

確かながんの情報をお届けします

当サイトは、国立がん研究センターが運営する公式サイトです。

ピックアップ

- がんと診断されたあなたに知ってほしいこと
- ご家族、まわりの方へ
- セカンドオピニオン
- 相談先・病院を探す
- 新型コロナウイルス感染症 Q & A
- 免疫療法
- がんゲノム医療とがん遺伝子検査



国立がん研究センターがん情報サービスホームページより転載

✓ 徳島がん対策センター

徳島がん対策センター Tokushima Cancer Counter (Institute) Center

文字サイズ 小 中 大

がんに関する御相談は 088-634-6442

徳島県がん診療機関 スピード検索

ホーム | 事業について | イベント情報 | がん何でもQ&A | トピックス | 講演動画 | 出前講座 | がん登録 | 相談支援

徳島がん対策センター

がん患者総合相談窓口

看護師・医療ソーシャルワーカーによる無料電話相談

088-634-6442

対応時間 月～金 8:30～17:00 (祝祭日除く)

誰に相談すればよいかわからない不安な気持ちを聞いてほしい
がん治療の医療費について
今後の生活について、など

がんについての不安や心配ごとを一人で抱えこまず、まずはお気軽にお電話ください。

徳島県がん診療機関 スピード検索

がん電話相談 TEL



4) 理解・納得して治療を受けたい

がんと診断され治療を開始するまでの期間は、様々なことを頭の中で整理し決めていく重要な時期です。

主治医の説明を受け自分の病気のことを理解し、家族や親しい人とも相談し、自分のライフスタイルや人生観を踏まえて今後の治療を考えていきましょう。

① 主治医の説明を聞くとき

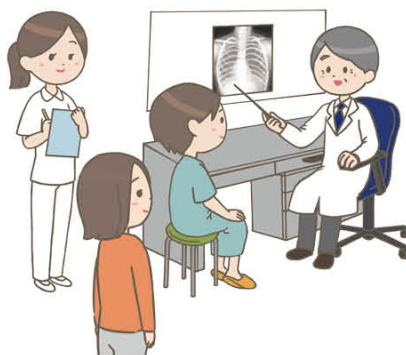
主治医は、がんの診断（病名やがんの広がりなど）がついた段階で、患者さんに診断の内容と、今後の治療方針について説明を行います。その時、ご家族など身近で頼れる方にも同席してもらい、一緒に説明を聞くこともできます。

患者さんが十分に理解・納得した上で、医療者にも患者さんの事情や思いを伝え、双方が合意することで治療方法が決定します（インフォームドコンセント）。

説明の時、わからないことや疑問点があったら遠慮なく、主治医や看護師さんに聞きましょう。診断結果の説明や今後の治療方針についての重要な説明を受けることがわかった段階で、不安なことがあれば、がん相談支援センターへお気軽にご相談ください。

通常外来では時間の制約もあるため、あらかじめ聞きたいことや伝えたいことをメモしてまとめておきましょう。確認事項として以下の点を参考にしてみてください。

- 正確な病名と病期
- 治療中にあなたが大切にしたいこと
- 提示された治療法の推奨される理由、副作用や後遺症
- 治療の内容（手術療法または薬物療法または放射線療法、あるいはそれらの組み合わせなど）、日程、検査の予定など
- 今後起こりうる症状と、その時の対処方法
- 日常生活で気を付けること
- 仕事への影響や就労継続の可否
- その他（悩みや不安、生活での困りごとなど）



● 関連情報冊子

重要な面談にのぞまれる患者さんご家族へ
一聞きたいことをきちんと聞くために
国立がん研究センター 精神腫瘍学グループ

https://ganjoho.jp/public/dia_tre/dia_tre_diagnosis/question_prompt_sheet.html



② セカンドオピニオンの利用

患者さんが納得いく治療法を選択することができるように、現在治療を受けているまたはこれから治療を受ける医療機関の主治医とは別の医療機関の医師に、「第二の意見」を求めることです。主治医が気を悪くしないかと心配される方もいますが、今後の治療を考えていくために有効なものであり、決して主治医の意見を尊重し信頼することと矛盾するものではありませんので積極的に利用しましょう。

●セカンドオピニオンの流れ

現在の主治医の診断と治療方針を確認する。



主治医に、悩みや思いを相談し、セカンドオピニオンを受けたい旨を伝える。



セカンドオピニオンを受けたい医療機関に申込みをする。

***がん相談支援センターで、対応医療機関や受診までの流れ、申込方法などを確認しておきましょう。**

★セカンドオピニオンは、一般の受診と予約方法や手続きが違います。



診療情報提供書や検査データ、画像などを主治医から受け取り、希望先の病院でセカンドオピニオンを受ける。



セカンドオピニオンを受けたら、必ず主治医に結果を報告し、内容を共有しながら今後について相談しましょう。

●セカンドオピニオンを受ける際の注意点

- あくまでも別の医師からの意見を伺うもので、転医（病院をかわること）を目的とするものではありません。
- セカンドオピニオン受診の費用は原則自費です。30分あたり1万円程度が多いですが、病院によって違います。事前に確認しておきましょう。



5) 家族ががんになったとき

多くの患者さんは、がんになったからといって、極端に気をつかわれたり、無理に何かを言ってもらうことを望んでいるわけではありません。

肩の力を抜いて、まずは、診断や治療などのその時々で、ご本人がどのような気持ちでいるか、想像してみましょう。

もちろん、ご本人の気持ちを100%理解することはできません。思いがけない行き違いが生じることもあることでしょう。それでも、「一所懸命に相手を理解しようとしたこと」「手探りでも、コミュニケーションを重ねていったこと」は、相手に伝わり、そうしたあなたの存在そのものが、ご本人にとって大きな支えにつながります。

① 家族は第二の患者

大切なご家族が、がんと診断されると「家族ががんであることを、受け入れられない」などの思いを抱いたり、混乱することはごく自然なことです。そうした中で、「自分がつらくても、本人はもっとつらいのだから、我慢しなくてはい」と気持ちを抑えてしまう場合も少なくありません。その結果、さまざまな不安や気持ちの落ち込みが続いてしまう方もいます。一方で、そうしたつらさを抱えながらも、仕事や学校、家族の世話や家事など、あなた自身の日常生活を維持していく必要もあるでしょう。こうしたことから、ご家族は、がんになったご本人と同じかそれ以上に精神的負担がかかる「第二の患者」ともいわれています。ご本人をサポートするためにも、あなたが意識的に自分自身をいたわり、必要な支援を求めることは大切です。

担当医や看護師、その他さまざまな医療者（ソーシャルワーカー、心療内科や精神科の医師、公認心理師など）に、ご家族が自分のつらさや困りごとを相談しても構いません。周囲の力を借りることはとても大切です。

*ご家族も、がん相談支援センターを利用できます。

② がんの原因はわからない

「がんになったのは、食生活が悪かったからだ」「家族が気を付けてあげられなかったからだ」などと、過去を振り返ったり、原因を求めたい思いにかられる方もいるかもしれませんが、多くのがんの原因は解明されていません。視点を未来に向け、少しずつでも、自分にできることを見つけていきましょう。



がんの治療

1) がんの基礎知識

① がんの発生

私たちの体の中では、何らかの原因で遺伝子が傷つくことで、「がん細胞」ができません。これは誰の体の中でも起こっていることで、毎日数千個できると言われています。通常は、自分の免疫でがん細胞を攻撃して死滅されていますが、免疫の攻撃をすり抜けたがん細胞がそのまま増殖し続け、やがてがんを作ります。現在日本人の2人に1人は何らかのがんにかかると言われており、誰にでも起こりうる病気です。

② がんの種類

がんは体内のあらゆる部位から発生します。「がんの種類」は以下のように分類されます。

- 造血器（骨髄や血液リンパ系組織）にできる「造血器腫瘍」
例）白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫など
- 上皮細胞（皮膚、内臓の粘膜）にできる「がん」
例）肺がん、乳がん、胃がん、大腸がん、子宮がんなど
- 非上皮性細胞（骨、軟骨、筋肉など臓器をつなぐ組織）にできる「肉腫」
例）骨肉腫、軟骨肉腫、横紋筋肉腫など

③ 病期

がん治療方針を決めるにあたって、病気の進み具合（進行度）を調べる必要があります。がんの進み具合を表すのが「病期（ステージ）」です。多くのがんの病期はⅠ～Ⅳ期に分けられており、Ⅰ期が早期で、数字が上がるにつれて進行がんとなります。注意していただきたいのは「Ⅳ期＝末期がん」を指すわけではありません。病期はあくまで、がんの進行度を分類し、その時期に最も適した治療を選択するための情報です。

④ 希少がん

患者数が少なく「まれ」ながんを希少がんといいます。希少がんは診断や治療に関する情報が少なく、患者自身が情報を入手しにくい場合がありますが、国立がん研究センターに「希少がんセンター」が設置されており、ホームページで希少がんに関する情報が公開されています。

また、希少がんの専門医療機関の情報などは、徳島大学病院のがん相談支援センターで施設別がん登録件数検索システムを活用し、情報探しのお手伝いができます。

☑「希少がんセンター」（国立がん研究センター）

<https://www.ncc.go.jp/jp/rcc/>



●「希少がんホットライン」（希少がんの電話相談）

TEL : 03-3543-5601

2) 標準治療

「標準治療」とは、科学的根拠（エビデンス：実験や調査、臨床研究から導かれた裏付け）に基づき、効果があり、安全であることが検討された、現時点で「最も信頼できる優れた治療」です。主治医の先生は各々の病気の診療ガイドライン*に基づいて診療にあたっています。

一方、「先進医療」とは有効性、安全性を確かめる段階の新規の治療法です。未確立なものであり、言葉から画期的な治療といった印象がありますが、標準治療以上に効果があると認められたものではありません。それまでの標準治療より優れていることが証明されれば、その治療が新たな「標準治療」となります。先進医療は対象患者や実施できる医療機関が限定されています。

*診療ガイドラインとは

医療現場において適切な診断と治療を補助することを目的として、病気の診断・治療などの根拠や手順についての最新の情報を専門家の手でわかりやすくまとめた指針

●県内の標準治療を実施する専門医療機関

☑徳島県がん診療機関スピード検索（徳島がん対策センター）
<https://www.toku-gantaisaku.jp/search/>



☑がん種別専門診療医療機関・標準診療医療機関

（医療とくしま：徳島県）
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2020031700036/>



がんの主な治療法は、基本的に「手術療法」「薬物療法」「放射線療法」の3種類がありこれを三大治療と呼んでいます。様々な検査を行いながらその人にとってもっとも効果が期待できる治療方法を主治医は探っていきます。その方の年齢、身体状況、環境や希望などを考慮して総合的に判断し、治療方法が提案されます。場合によっては、2つ以上の治療を組み合わせる（集学的治療）こともあります。

① 手術療法

手術療法の目的は腫瘍や臓器の悪いところを取り除くことです。がん細胞は周囲の組織に広がったり（浸潤）、リンパ管や細かい血管に入ってリンパ節や他の臓器に広がったり（転移）することがあります。そのため、一般的にがんの手術療法ではがんができた臓器を大きめに切除します。また、臓器を切除したことによって正常な機能が失われてしまう場合には、臓器同士をつなぎ合わせるなどの機能を回復させるための手術療法（再建手術）を行うことがあります。

その他、がんの部位や進行度によっては、内視鏡治療、カテーテルを用いた血管内治療や焼灼術などが適用となります。



② 薬物療法

薬物療法はがんを治したり、あるいはがんの進行を抑えたり、症状をやわらげたりする治療です。

薬物療法には、「化学療法（抗がん剤治療）」「内分泌療法（ホルモン剤治療）」「分子標的療法」「免疫療法（免疫チェックポイント阻害薬）」などの種類があり、飲み薬と点滴・注射による方法があります。

患者さんの体調や仕事などのライフスタイルも考慮して、入院あるいは外来で治療を行っていきます。治療後は効果をみながら治療の継続や、その他の治療を検討したり、経過を観察したりします。



③ 放射線療法

放射線療法は人工的にある種の放射線を作り出し、それを患部にあてることにより、細胞のDNAに損傷を与え、がん細胞を消滅させたり、少なくさせる治療です。

放射線療法の目的は、がん細胞の根絶を目指すものと、骨転移などによる痛みなどの症状の緩和を目指すものがあります。

放射線療法では、体の外から放射線をあてる外部照射が一般的です。照射中（治療中）に痛みはありませんが、数分間は動かずにじっとしていることが必要です。ほかには、放射性物質を体内に挿入する方法や、飲み薬や注射で投与する内部照射があります。

放射線療法単独で行われることもありますが、薬物療法や手術療法と併用されることもあります（集学的治療）。



3) がん症状・副作用に対する治療（支持療法）・ケア

がんに伴う症状、薬物療法や放射線療法などがん治療により起こる副作用や後遺症に対する、症状の軽減や予防を目指す治療を支持療法と言います。

例えば、薬物療法で副作用が強く出る場合は、量を調整したり、休止する場合がありますが、基本的に副作用を抑える治療を併用しながら治療が続けられます。

支持療法の例)

- ・抗がん剤による吐き気に対する制吐剤（吐き気止め）の投与
- ・抗がん剤による便秘に対する下剤の投与
- ・抗がん剤による白血球減少に対する抗菌剤やG—C S F製剤（白血球を増やす薬剤）の注射
- ・がんによる疼痛に対する、医療用麻薬などの鎮痛剤の投与（詳しくは20ページ）
- ・口内炎に対するステロイド軟膏やうがい薬、保湿
- ・リンパ浮腫に対する、リンパドレナージ・圧迫療法 など

日常生活に影響するがん症状・副作用があっても、**その多くは軽減するための対処が可能です**。中には、自覚しづらいものがあります、少しでも違和感や症状を感じたら、必ず主治医や看護師に相談しましょう。

就業している方でがん症状や副作用が仕事に影響する場合は、職場の上司・同僚等に相談しましょう。（詳しくは25ページ）



① リンパ浮腫

がん（乳がん、子宮がん、卵巣がん、前立腺がんなど）の治療として行うリンパ節の切除や、放射線療法、一部の薬物療法などによって、リンパ液の流れが悪くなり、溜まってむくんだ状態のことをリンパ浮腫といいます。

この症状は発症すると治りづらく、進行しやすいため、むくんだところが重くなる、関節が曲げづらくなるなど、生活にも影響することがあります。

リンパ浮腫は適切な治療を受けることで、進行をおさえたり、症状を改善することができます。**早く見つけて治療を受けることが大切です。**

手術療法でリンパ節を切除した腕や脚、放射線療法をした周りの部分がむくんでいる、だるい、重いと感じたときは、いつから、どこが、どんな様子かを伝えて、主治医に相談し、リンパ浮腫外来などを受診しましょう。

リンパ浮腫外来では、専門の医師やセラピストによるセルフケアの指導に加え、スキンケアや用手的リンパドレナージ（手で行う医療的なマッサージ）、弾性包帯や弾性着衣による圧迫療法、弾性着衣などで圧迫した状態での運動を組み合わせた治療を保険診療で受けることができます。

* リンパ浮腫に対する本人や周りの人ができる工夫

- ・リンパ浮腫を早く見つける
- ・適度に体を動かして、リンパ液の流れを促す
- ・保湿などのスキンケアを行い、感染を予防する
- ・肥満を予防する
- ・身体に負担をかけないようにする



② 口腔ケア

がん治療では、手術療法、薬物療法、放射線療法などの治療の過程で、お口（口腔）に合併症が生じます。

不衛生な口腔のまま手術療法を行なってしまうと、口腔の細菌が原因により肺炎が術後合併することがあります。放射線療法や薬物療法では、口内炎（口腔粘膜炎）、唾液の分泌が障害されることによる口腔乾燥、味覚異常、顎骨感染など様々な口腔トラブルが起こり、痛みなどの不快症状を引き起こすとともに、口から食事をとりづらい状況も起こりえます。特に口内炎は薬物療法を行なっている患者さんの40%以上におこると言われています。

がん治療が始まる前に、歯科治療や口腔ケアといったお口の健康管理を行うことでこれら合併症のリスクを減らすことができます。

がん治療することが決まったら、主治医に口腔内の状態について相談し、がん治療と連携して歯科診療をしてくれる歯科医院を受診しましょう。がん治療中、治療終了後も同様に、気になる口腔内の症状があれば、速やかに主治医、歯科医師に相談し、適切な治療を受けることが大切です。



●「徳島県がん診療連携登録歯科医名簿」（国立がん研究センターがん情報サービス）

がん診療連携登録歯科医とは、日本歯科医師会主催の講習会を修了した、がん患者さんへのお口のケアや歯科治療についての知識を習得した歯科医師です。



③ アピアランスケア

外見（アピアランス）の変化への苦痛を軽減するケアのことを指します。人によって、がん治療に伴って外見に変化が起こりうることがあります。代表的なものとして抗がん剤の副作用による髪の毛や眉毛、まつ毛の脱毛が挙げられます。その他にも手術療法の傷あと、爪の変形、皮膚の変色があります。

外見の変化により、周囲の目を気にして外部との関わりを避けたり、外出をしなくなったりと、今まで通りの生活を送りにくくなる方もいます。がん相談支援センターでは患者さんの見た目の変化から生じるつらさや苦痛をできるだけ軽減できるよう、一緒に解決の糸口を探したり、情報を提供していますのでご利用ください。



4) がんゲノム医療

がんゲノム医療とは、**がんの組織を用いて、一度に多数の遺伝子検査（がん遺伝子パネル検査）**を行い、がんの原因となった遺伝子変異を解析しがんの性質を明らかにすることで、患者さん一人ひとりに合わせたふさわしい治療を行う医療です。



●がん遺伝子パネル検査の対象・留意点

一般的には、①標準治療がない固形がん、②局所進行もしくは転移があり、標準治療が終了した（終了見込みを含む）固形がんの人で、次の新たな薬物療法を希望する場合に検討します。また、全身状態などの条件もあり、結果が出るまでに1～2カ月要します。

検査を受けても、遺伝子変異が特定できない場合や、遺伝子変異があっても使用できる薬剤がない場合もあります。

本検査で遺伝子変異に基づいた治療につながる割合は約10%といわれています。

●がんゲノム医療はどこで受けられる？

がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院及びこれらと連携するがんゲノム医療連携病院でがんゲノム医療を受けることができます。

徳島県では、徳島大学病院が「がんゲノム医療連携病院」としてがん遺伝子診断外来を行っています。

まず、ご自身が対象となるか、主治医と相談しましょう。一般的ながん遺伝子パネル検査については、がん相談支援センターでも相談することができます。

☑関連情報サイト

がんゲノム医療（国立がん研究センター がん情報サービス）



https://ganjoho.jp/public/dia_tre/treatment/genomic_medicine/genmed01.html

5) 緩和ケア

① 緩和ケアとは

がんに伴う痛みなどの身体的苦痛、不安や葛藤などの精神的な苦痛、不快な症状を和らげ、自分らしい生活を送ることができるように支えるケアを緩和ケアと言います。緩和ケアは、必要に応じてがん治療の初期から受けることがすすめられており、決して、がんが進行したり、がん治療ができなくなった時点に限定して行われるものではありません。

身体の苦痛のみでなく、心のつらさなどの心理的なこと、仕事やお金などの社会的なこと、生きる意味や価値観の変化などスピリチュアルな悩みなど、複雑なあらゆる苦痛(全人的苦痛)に対するケアを指します。

緩和ケアとがん治療のチャート

がんの治療に伴う苦痛(吐き気、食欲低下、痛みなど)の状況に応じて、緩和ケアはがん治療とあわせて行われます。



日本緩和医療学会 緩和ケア.net より抜粋

② 緩和ケアを受けるには

緩和ケアは入院、外来、在宅療養など場所を問わず、どこでも受けることができます。例えば、あなたが身体や心に痛みやつらさを少しでも感じた時、我慢せずに、主治医や看護師といった身近な医療者に伝えてみましょう。それが緩和ケアのスタートです。できるだけ具体的に伝えましょう。

緩和ケアチームによる専門的なケアや、緩和ケア病棟、在宅での緩和ケアの選択肢があります。

近年では、診断時より、医療者が積極的に痛みやつらさの有無やその程度を患者さんから聞き取って対応してくれています。

【緩和ケアチーム】

医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、リハビリスタッフ、公認心理師、がん専門相談員など多職種で構成された*、がん等による辛い症状を軽減し、少しでも楽にするための専門チームです。

緩和ケアチームをもつ医療機関

徳島大学病院	徳島市民病院	徳島県立中央病院
徳島赤十字病院	徳島県立三好病院	阿南医療センター
吉野川医療センター	徳島県立海部病院	

*緩和ケアチームのメンバー構成や人数は、病院の規模や方針により異なります。

【緩和ケア病棟】

がん患者さんの身体と心の苦痛緩和のための治療とケアを行う病棟です。医療費は健康保険が適用されます。在宅緩和ケアを受けている患者さんの家族の肉体的・精神的疲労を軽減することを目的とした短期(レスパイト)入院*など、多様な目的で利用できます。*レスパイト入院は徳島県では近藤内科病院のみ実施。

緩和ケア病棟をもつ医療機関

名称	所在地
近藤内科病院	徳島市西新浜町1丁目6番25号
徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1

新型コロナウイルス感染状況等により病棟編成で閉鎖されることもあります。

✓在宅で緩和ケアを提供している医療機関

徳島がん対策センター 徳島県がん診療医療機関検索
在宅緩和ケア

https://www.toku-gantaisaku.jp/search/result.html?cancer_type=care&find_type=



③ がん疼痛緩和と医療用麻薬

がんの痛みに対する治療として医療用麻薬を使用することがあります。しかし、日本では、医療用麻薬に対して、「依存性がある」「最後の手段である」という誤ったイメージを持たれている方も少なからずいます。

治療のために医師から処方された医療用麻薬を使うときには、**依存や中毒は起こりませんし、寿命が縮まることもありません。**むしろ最近の研究では、痛みをとることによって、生存期間が延長し、生活の質が向上することなども報告されています。痛みを我慢せず、安心して治療を受けましょう。



6) 民間療法のがんに対する効果は証明されていない

民間療法といわれるものにはたくさんの種類があり、定義も明確ではありませんが、医師以外の人、または自分自身の判断で行う、病状の改善や健康増進を目的とした行為があてはまります。

がんの治療法を選択するときや治療を受けているときに、手術療法や薬物療法、放射線療法といった標準治療のほかに、健康食品やサプリメントといった民間療法に関心を持つ人は少なくありません。

しかし、現時点で、民間療法は、がんそのものへの効果は証明されていません。つまり、民間療法が、がんに効く（がんが消えたり、がんが小さくなる）かどうかは、分かりません。標準治療のかわりに、民間療法のみを受けることは、危険です。

民間療法によって、現在行っている標準治療の効果が弱くなることや、予期せぬ副作用が出ることもあります。民間療法ははじめようと思ったときや、はじめた後でもいいので、がんの治療の担当医や医療者に必ず相談しましょう。

以下のサイトでは民間療法について、科学的根拠（エビデンス）に基づいた信頼できる情報が紹介されています。



●がんの補完代替医療ガイドブック

(厚生労働省『「統合医療」に係る情報発信等推進事業』eJIM)

https://www.ejim.ncgg.go.jp/public/doc/pdf/cam_guide_3rd_20120220_forWeb.pdf



若年(小児・AYA世代)・働き世代のがん患者さんの支援

1) 小児・AYA 世代のがんについて

① 小児がん

小児がんは、小児がかかるさまざまながんの総称です。一般的には15歳未満にみられるがんのことです。成人のがんに比べて、発生の原因が明らかになっていない部分が多いことも小児がんの特徴で、治療法も、がんの種類や場所、広がりによって、それぞれ異なります。

受診のことや療養生活のこと、就学のことなどの心配や悩みごとについて、がん相談支援センター（4～6ページ）へご相談してみましょう。

また、子どもはぐくみ医療費助成制度（36ページ）や小児慢性特定疾病医療費助成制度（37ページ）を利用することで、医療費の自己負担を軽減できます。



② AYA 世代のがん

AYA 世代とは、Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、15歳から30歳代までの世代を指しています。就学や就職、恋愛、結婚、転居、出産、育児などの大きなイベントや生活環境の変化が起こる時期でもあり、この時期にがん罹患すると、治療のことはもちろん、仕事との両立や、外見上のこと、子育て、家族など周辺の人とのかかわりについての心配ごとでもでてくること少なくありません。

まずは、がん相談支援センター（4～6ページ）で、これらの困りごとについて、相談してみましょう。

2) がん治療と生殖医療

① 妊よう性温存療法

妊よう性とは妊娠するために必要な能力のことで、女性にも男性にも関わることです。がんの治療では、妊娠に関わる臓器（卵巣・子宮・精巣など）にがんができた場合だけでなく、一見妊娠と関係のないような臓器にがんができた場合でも、生殖機能に影響してしまい、妊娠するための力が弱まったり、失われたりすることがあります。

しかし、生殖医療（卵子凍結、胚凍結、精子凍結など）の進歩により、妊よう性を温存しながら、がん等の治療に取り組むことが可能になりつつあります。

治療方針を決めるにあたって、将来子どもをもつことを希望している方、もしくは現在は決めていない方でも、その可能性について、思いを主治医と話し合い、治療がご自身の妊よう性に及ぼす影響やがんの治療後の見通しを確認しましょう。

その上で、妊よう性温存を検討する場合は生殖医療を専門とする医療機関の診察を受ける必要があります。何ができるのか、どのようなことになるのかを十分に理解した上で、何を選択するのか、よく考えることが大切です。まずは、パートナーの方など相談しやすい人と話し合ってみてはどうでしょうか。



●妊よう性温存療法の相談機関

徳島県がん生殖連携ネットワーク（徳島大学病院 産婦人科）

現在かかっている医療機関を通じての紹介が必要です。詳細についてはがん治療の主治医またはがん相談支援センターに確認ください。

② 妊よう性温存療法に対する費用助成

●徳島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業助成

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望を持って治療に取り組めるよう、妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療にかかる費用を助成する制度です。徳島県でも助成を受けることができる可能性があります。

助成対象者、対象となる治療及びその助成上限額が決められています。詳しくは徳島県のウェブサイトまたは下記問い合わせ先にてご確認ください。

徳島県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法
研究促進事業について（徳島県）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kenko/5040175/>



●事業に対する問い合わせ先

徳島県 保健福祉部健康づくり課 母子・歯科口腔担当

TEL：088-621-2220

3) がんと性生活

がんやがん治療は、治療中や治療後の性生活にも影響することがあります。がんの治療や種類によって様々ですが、影響の原因として、見た目の変化、痛み、痒み、不快感、違和感、出血、感染、乾燥、意欲の低下などがあげられます。

聞きづらいこともあると思いますが、治療中やその直後は、性行為をしてもよいかを含めて、自分にはどのような影響が起こる可能性があるか、体の状態をよく知る主治医に確認しましょう。直接たずねにくい時には、看護師を通じて尋ねてもよいでしょう。

パートナーがいる場合は、起こりうる体の変化を話し、思いや気持ちを素直に伝えあってみてはいかがでしょうか。



がん相談支援センターのがん専門相談員にも、困りごとや悩みごとについて相談することができます。また、患者会やサロンなど、同じような経験をした人と話ができる場に関する情報をもらえることもあります。相談することで気持ちの整理ができたり、解決の糸口が見つかったりするかもしれません。性のことをオープンに話すことは抵抗があるかもしれませんが、一人で抱え込まず、安心して相談できる場を利用しましょう。

4) 子育て支援

小さな子どもを抱える親御さんが、がんになったら治療中の子育てサポートも必要になります。入院中だけでなく、退院後の療養生活上でも、身近な家族だけで支えることが困難な状況になることもあるかもしれません。

また、自分の病気や治療についてどのように子どもに伝えたら良いのか悩むこともあるでしょう。そんな時は、家族だけで無理をせず、子育てをサポートする公的な機関を利用してみましょう。



① ファミリーサポートセンター

子どもの預かり等、子育ての援助を行いたい方や援助を受けたい方が会員となり、子育てを地域で相互援助するお手伝いをする機関です。

● 援助内容

保育施設への送り迎え

保育施設の時間外や放課後に子どもを預かる

保護者が買い物など外出の際、子どもを預かる

保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時に子どもを預かる

● 費用

援助活動の終了後、活動時間や内容に応じた料金を提供会員へ支払います。料金は地域や時間帯、内容によって異なります。

● 利用方法

利用にあたっては、お住まいの管轄のファミリーサポートセンター（44 ページ）で会員登録をする必要があります。

② ショートステイ

疾病、疲労、環境上の理由により家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設や乳児院で実施するものです。

サービス利用希望者は市町村の児童福祉担当課へ申し込みを行う必要があります。利用サービスの利用方法や実施施設などの詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

☑ 県内の子育て支援に関する情報

徳島県はぐくみ支援ポータルサイト はぐくみネット

<https://www.tokushima-hagukumi.net/shien/>



③ がんを子どもに伝えるとき

子どもにご自身の病気のことを伝えることは、子どもが怖がったり、悲しい思いをするから伝えない方がよいと思うこともあるでしょう。しかし、子どもは思った以上に敏感で、何が起きているのかを察知し、伝えられていないことについて、より怯えているかもしれません。

伝え方は環境や子どもの成長段階で、個々に合わせた工夫が必要ですが、以下の3つの点を押さえておくことが良いでしょう。



一つ目 「がん」という病気であることを伝える

二つ目 がんになったのは、誰のせいでもないことを伝える

三つ目 がんはうつる病気ではないことを伝える

「死んでしまうの？」と子どもに問いかけられたら

どう答えていいか、わからなくなることもあるでしょう。『死なない』という約束はせず、その代わりに、そうならないことを強く望み、最善の医療を受けてがんを克服しようとしていることを子どもに伝えましょう。

子どもは時間がかかっても、事実を受け入れ、対応していく力があります。切り替える力は大人よりもあると言われています。

☑️がんになった親をもつ子どもへのサポート情報サイト

(ホープツリー)

<https://hope-tree.jp/>



5) 就労支援

がん治療を受ける患者さんやご家族は、就業面で様々な困難に直面します。がんの患者さんに特化した就労支援制度はありませんが、充実した就労を実現するため、患者さん・ご家族・職場関係者・産業保健担当者・医療者等の間で情報共有や連携する仕組みが進んでいます。

患者さんの中には、がんの告知をされると、仕事の継続が難しく、今すぐ辞めて治療に専念する必要があると考えてしまう方もいらっしゃるかもしれませんが、すぐに仕事を辞めるのではなく、まずはがん相談支援センターにご相談ください。



【びっくり離職】

がんと告げられた衝撃により、冷静な判断ができない中で、早まってすぐに仕事を退職してしまうこと。がんを診断されても、すぐに『退職』といった大きな決断は避け、少し立ち止まってご自身の状況や選択肢を整理したうえで、今後のことを考えていきましょう。

① がん治療と仕事の両立支援

現在、がん治療は、入院期間は短期で、通院による治療が主流となっています。「がん＝退職」ではなく、仕事を続けながら、がん治療を受けることが可能な時代になっています。働く人にとって仕事は、収入を得るだけでなく、生きがいを感じたり、自分の存在価値を見いだせる場でもあります。**治療と仕事の両立を前提に考えていきましょう。**

治療をしながら仕事を続けるにあたり、会社に申し出る必要があります。多くの場合、診断書または医師意見書*といった文書の提出が必要になります。そのため、仕事の内容や勤務状況をあらかじめ主治医に伝えておきましょう。その際、厚生労働省がだしている「両立支援のガイドライン（26 ページ参照）」が役立ちます。

● 治療と仕事の両立支援の手順

1. 本人から会社に病気の事と両立支援の希望を伝え、勤務情報を作成し主治医に提供する
2. 主治医に勤務情報を参考に診断書または医師意見書*を作成してもらい、会社へ提出する
3. 会社は主治医からの文書を産業医等と共有の上、意見をもらい、就業継続の可否や就業上必要な配慮について検討し実施する。会社によっては、具体的な措置や配慮事項の内容、スケジュール等をまとめた計画（両立支援プラン）を作成してくれます。

* 診断書または医師意見書については会社の専用の様式があればそちらを使います。決まった様式がない場合は、以下の内容を記載してもらおうとよいでしょう。

- ・ がんの症状や治療内容やスケジュール
- ・ 就業継続の可否に関する意見
- ・ 就業上の必要な配慮や措置に関する意見（避けるべき作業、通院時間の確保など）

個別の具体的な相談は、がん相談支援センターなどかかっている病院の相談窓口を尋ねてみましょう。



② 職場とのコミュニケーション

がんの治療中や治療終了後の経過観察の期間は、がんの症状や副作用などによる体調の変化があります。また、定期的な病院受診も必要になるため、それらに応じて、会社側も仕事の内容や勤務時間を変更・調整する必要があります。

治療前に、あらかじめ会社（はじめに上司や同僚）へ報告しておくことが望ましいです。治療中や治療後の経過観察の時期も、こまめにご自身の近況を報告しておきましょう。

職場の人にできるだけ分かりやすく説明するためには、主治医や看護師からご自身の状況を具体的に確認するよう努めましょう（11 ページ参照）。

休職（雇用を継続した状態で、私傷病で一定期間仕事を休むこと）などをする場合や、通院のために仕事を休む場合は、人事担当者へ、利用できる制度（休暇制度やその取得条件、休職制度やその期間など）の有無や手続きを確認しておきましょう。また、仕事を休む期間中の収入についても確認しておきましょう。

●事業場における治療と仕事の両立のためのガイドライン

がん等で治療を必要とする労働者が、業務によって症状が悪化することがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた事業場における取り組みをまとめたものです。

治療と仕事の両立は労働者、事業場及び医療機関の円滑な連携による共同作業と言えます。ガイドラインを参考にしながら、治療と仕事の両立支援をすすめていきましょう。

また、本書には両立支援を進めるための勤務情報や医師意見書の様式や記載例が具体的に載っています。

職場復帰や就業継続を考えている際には、一度本書に目を通してみてください。会社が両立支援の対応について悩まれていれば、このガイドラインを紹介してみてください。



就労についての参考情報サイト

☑「治療と仕事の両立支援ナビ」厚生労働省
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/forsubject/>

☑「がんと仕事」国立がん研究センターがん情報サービス
<https://ganjoho.jp/public/institution/qa/index.html>



③ 仕事を続けながら治療をしている方または事業者の方の相談窓口

労働局・労働基準監督署

●総合労働相談コーナー

労働関係の専門の相談員が、労働者または事業主から労働条件や個別の労働紛争事案などあらゆる分野の労働問題について面談あるいは電話で相談に応じています（49 ページ）。秘密厳守、費用は無料。

徳島県社会保険労務士会

●総合労働相談所

労働者及び経営者から雇用や労働、年金等の問題について相談に応じています。

TEL : 088-654-7777

●労働紛争解決センター徳島

社会保険労務士が職場のトラブル（解雇、賃金問題等）について当事者（労働者・経営者）相互から言い分を聴き、話し合いによって解決を図る「あっせん」という手続きで円満に解決を図ります。まずは上記の総合労働相談所にご相談ください。

徳島県 労働委員会

労働の専門家が、労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルの対応に応じ、一緒に解決方法を考えます。

電話による相談：**088-621-3234**（平日 8:30～17:15）

弁護士、労働組合役員などの相談

徳島県労働者福祉協議会（夜間・土日も対応）

仕事何でも相談室 **0120-783-072**

賃金等の労働条件、解雇、退職など労働問題全般について相談に応じます。

徳島県産業保健総合支援センター（産保センター）

治療と仕事の両立にお悩みの方の相談窓口

産保センターでは、両立支援促進員を配置し、職場復帰や仕事を継続する場合に起こりうる課題についてがん等の疾患を抱えた労働者の方や事業場の方からの相談や依頼を受けて、治療と仕事の両立支援の制度導入の支援や、個別の両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成支援を行います。

また、がん診療連携拠点病院での定期的な相談対応も行っています。詳細は、下記相談窓口に連絡、お問い合わせください。

徳島県産業保健総合支援センター

月曜～金曜（祝日除く）9:00～17:00

TEL：088-656-0330

④ 就職や転職を考えている方の相談窓口

公共職業安定所（ハローワーク）

●がん等長期にわたる治療が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業

ハローワーク徳島では、がん等の疾患の治療中である患者さんを専門とする「長期療養者就職支援ナビゲーター」を配置し、がん診療連携拠点病院と連携して、離職を余儀なくされた長期療養者に対する就職支援を行っています。

治療と仕事を両立していくための方法や生活のこと、体調や体力に合わせた求人確保や検索、就職や転職するための応募書類の作成や面接の受け方のアドバイスなど、一人ひとりに合わせた支援を行っています。

また、がん診療連携拠点病院での定期的な出張相談も行っています。詳細は、下記相談窓口に連絡、お問い合わせください。

ハローワーク徳島 長期療養者職業相談窓口

月曜～金曜（祝日除く）8:30～17:15

TEL：088-622-6308

*その他県内の各ハローワーク（49 ページ）においても、個別の就業相談・職業紹介や就職説明会などを実施しております。

在宅療養の支援サービス

がん等疾患をもちながらも住み慣れた自宅で生活することは可能です。むしろ入院中のように病院の規則や制限なくあなたらしく人生を過ごすことも在宅療養では実現できます。在宅療養をするにあたって医療・ケアの支援サービスをご紹介します。

1) 在宅療養中に利用できる支援

① 訪問診療（在宅医）

訪問診療とは、医師が定期的に自宅へ訪問し、診察や治療、お薬の処方、点滴等を行うことで、安心して療養生活を送ることができるよう支えます。患者さんやご家族からの求めに応じて訪問看護師やケアマネジャーと連携し24時間体制でサポートし、患者さんが望む在宅療養をサポートすることができます。

かかりつけ医がいる場合には、まずは訪問診療が可能かどうかを相談してみましよう。訪問診療をしてくれる医療機関を探す場合は、インターネットで検索することも可能です。がん相談支援センターなど病院の相談窓口でも相談できます。

●訪問診療医を探す

☑徳島県がん診療機関検索 在宅緩和ケア対応機関

(徳島がん対策センター)

<https://www.toku->

[gantaisaku.jp/search/result.html?cancer_type=care&find_type=](https://www.toku-gantaisaku.jp/search/result.html?cancer_type=care&find_type=)



☑徳島市在宅医療支援センター (徳島市医師会)

<https://www.tokushimashi-med.or.jp/zaitakuiryo/search/>

TEL : 0120-65-3960

月曜～金曜（祝日年末年始を除く）9:00～17:15



② 訪問看護

訪問看護は、在宅で療養している人や障害をもった人が住み慣れた家で、安心して暮らせるよう看護師が訪問し療養のお世話や医療処置、健康状態の観察といった看護ケアを提供するサービスです。

在宅医との連携をとり、医師の指示に基づき、看護師が自宅を訪問し看護を行います。

医療保険や介護保険により利用することができます。



●訪問看護ステーションを探す

☑徳島県訪問看護支援センター (徳島県看護協会)

<https://tokushima-kangokyokai.or.jp/houmon-kango/>



③ 在宅歯科診療・口腔ケア

病気のために通院による歯科治療や口腔ケアを受けることが困難な方に、歯科医師や歯科衛生士が訪問による歯科診療・口腔ケアを行うことができます。

在宅医や訪問看護師など多職種と連携して治療を行います。

詳しくは、かかりつけの歯科やケアマネジャーにご相談ください。



●訪問診療対応の歯科医院を探す

☑在宅歯科医療連携室 (徳島県歯科医師会)

TEL : 080-2987-4838

<https://www.tda.or.jp/index.php/shittoko/house-call>



④ 訪問薬剤指導

薬剤師が自宅を訪問し、薬をきちんと飲めるように整理したり、飲みやすくするために剤形（錠剤・粉薬など）の選択や薬の変更を提案したりします。また、状態の変化があった場合でも、医師や訪問看護師などと連携をとりながら 24 時間体制で対応しています。

医療保険・介護保険により利用することができます。詳しくはかかりつけ薬局やケアマネジャーにご相談ください。



⑤ 介護保険

在宅で身体介護を受けたい時や介護ベッドや車いすなどの福祉用具を利用したいときに活用できる制度です。

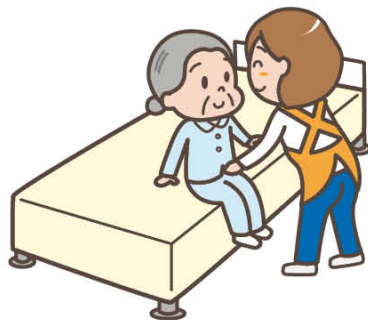
高齢者だけでなく、がん患者さんで日常生活に不自由があり介護を要する場合には、介護保険サービスを利用できる場合があります。

利用を希望される方は、お住まいの市町村の介護保険担当窓口または、地域包括支援センター（45 ページ）、がん相談支援センターなどかかっている病院の相談窓口へご相談ください。

●対象者

① 65 歳以上の方で、日常生活で生活支援や介護が必要になった場合

② 40 歳～65 歳未満の方で、がんなどの特定の病気（特定疾病）が原因で生活支援や介護が必要になった場合。



●受けられるサービス

認定結果によって要介護状態区分が決定します。在宅で次のようなサービスが受けられます。サービス利用のためにはケアマネジャーと相談します。

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護
- ・訪問リハビリ、通所リハビリ（デイケア）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・ショートステイ
- ・小規模多機能居宅介護
- ・福祉用具のレンタル（介護ベッド、車いすなど）
- ・福祉用具の購入（ポータブルトイレ、シャワーチェアなど）
- ・住宅改修（手すり、スロープの取り付けなど）

*介護保険施設へ入所を希望する場合も介護保険を利用します。

●ケアマネジャー

ご本人・ご家族と一緒に、介護保険などの保健医療福祉サービス、その他利用できる様々な資源を組み合わせて「ケアプラン」を作成し、サービス事業所や医療・介護関係者と連絡調整を行います。

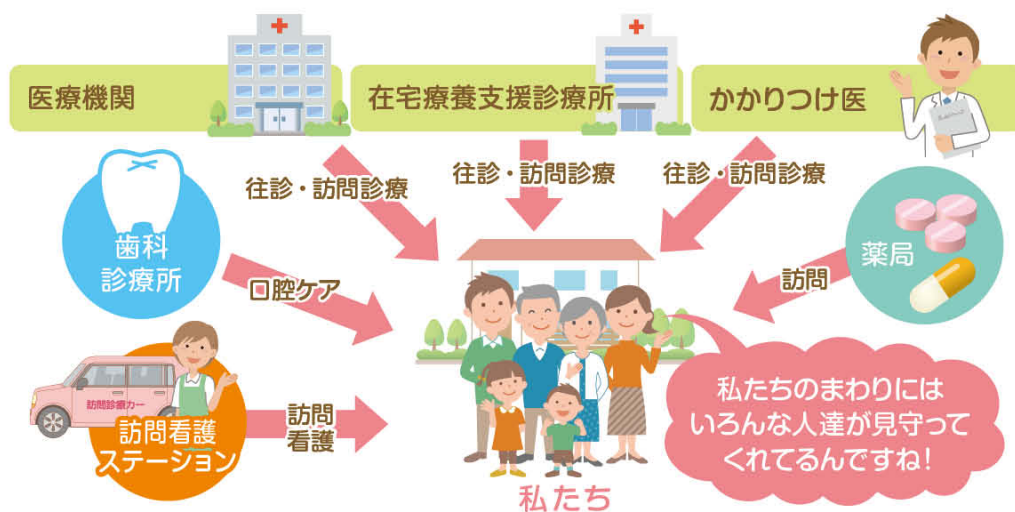
安心して生活が送れるようトータルサポートする心強いパートナーです。

お住まいを所轄する地域包括支援センター（45 ページ）や居宅介護支援事業所にいます。

2) 在宅療養サービスの利用にあたって

本章でご紹介した在宅療養サービスの導入にあたっては、かかっている医療機関と在宅療養のスタッフとの綿密な連絡調整が必要になります。入院中の場合、必要に応じて、病院のスタッフと在宅スタッフが集まって、退院後の医療やケアについての検討や情報共有を行い（退院前カンファレンス）、より安心して在宅療養ができるよう支援します。

まずは、かかっている医療機関の主治医またはがん相談支援センターなど相談窓口にご相談ください。



患者さんやご家族の支え合いの場

1) がんサロン

治療や療養生活を送る中で、いろいろな悩みや不安が生じます。このような時に、同じ立場の視点で話を聞き、支えになってくれるのが「患者さん同士の支え合い」です。同じような立場の患者さんの話を聞いたり、話を聞いてもらったり、一緒に過ごしたりすることで気持ちが楽になることがあります。

●がんサロン一覧

実施主体	サロン名	開催日時・場所	問い合わせ
医療機関	徳島大学病院 がんサロン	毎月第2・4水曜日 15:30～(約2時間) 徳島大学病院内	徳島大学病院 がん診療連携センター TEL：088-633-7312
	徳島県立中央病院 がん患者サロン	毎週金曜日 13:00～14:30 徳島県立中央病院内	徳島県立中央病院 総合相談窓口 TEL：088-631-7151(代表)
	徳島市民病院 患者サロン「なごみ」	偶数月：第4水曜日、 奇数月：第4火曜日 14:00～15:30 徳島市民病院内	徳島市民病院 地域医療連携室 TEL：088-622-5121(代表)
	徳島赤十字病院 「ほっとハート・サロン」	毎月第4金曜日 15:00～16:00 徳島赤十字病院内	徳島赤十字病院 医療・がん相談支援センター TEL：0885-32-2555 (内線：3167)
患者団体	がん患者と家族の会 キャンサーライフ とくしま (全がん対象)	毎月第4日曜日 10:00～12:00 とくしま県民活動プラザ ※不定期で家族サロン・遺族サロン開催 *感染状況によりオンライン開催の場合もあります。	代表 香留(かとめ) TEL：090-4507-4823
	がんフレンド	休止中	代表 渋谷(しづたに) TEL：080-5669-2676
	あけぼの徳島 (乳がん対象)	●あけぼのサロン 毎月第1土曜日 1:30～3:30 徳島県立障がい者交流プラザ ●再発・転移治療中の方のかがやきサロン 毎月第3木曜日 とくしま県民活動プラザ ●県南あけぼのサロン 奇数月の最終日曜日1:30～3:30 牟岐町 高齢者交流施設 浜の家	代表 宮城(みやぎ) TEL：090-3786-7865
前立腺がん患者会 PSA北海道 西日本支部	リモートによる オンラインサロン	支部長 川崎(かわさき) 090-8970-5749	

*新型コロナウイルスの感染拡大により、休止しているサロンもあります。

2) 患者会

同じ病気や障害など共通する患者体験をもつ人が集まり、自主的に運営するグループです。お互いの悩みの共有や情報交換などを通じて、患者さんをサポートするための様々なプログラムを行っているところもあります。

開催状況や詳細は、各患者会へお問い合わせください。



●がん患者会一覧

名称	活動内容	問い合わせ先
がんフレンド	会員同士の交流会や、ピアサポート活動、がん医療に関する勉強会	代表 渋谷(しづたに) TEL:080-5669-2676
あけぼの徳島	対象：乳がん患者・家族 ・サロン（情報交換勉強会）の開催 ・医療講演会の開催 ・乳がん早期発見の啓発 ・若年性乳がん体験者同士の相談会	代表 宮城(みやぎ) TEL:090-3786-7865
がん患者と家族の会 キャンサーライフとくしま	対象：がん患者、家族・遺族がんサロンの開催、ピアサポート相談	代表 香留(かとめ) TEL:090-4507-4823
徳島県がん患者団体協議会	・がんサロン、がんピアサポート相談会の実施 ・がんに関する勉強会や講演会の開催 ・がん当事者の立場として行政や医療機関への要望提言活動	代表 香留(かとめ) TEL:090-4507-4823 https://tokugankyo.com/
グループ・ネクサス・ ジャパン徳島支部	対象：悪性リンパ腫の患者・家族・患者・家族の交流会	本部： http://group-nexus.jp/nexus/
前立腺がん患者会 PSA 北海道 西日本支部	交流会（サロン）の開催	支部長 川崎(かわさき) 090-8970-5749
日本オストミー協会 徳島支部	対象：ストーマ造設している方 ・相談会、ストーマケア講習会、がん教育活動	支部長 米川(よねかわ) 090-3183-0789
NPO 法人 AWA がん対策募金	・がん検診向上プロジェクト（出前講座など） ・教育費の一部負担（支援金）など	代表 勢井(せい) TEL:0884-23-3553 http://www.awagan.com/

3) ピアサポート

ピア (Peer) とは「仲間」「同士」を意味し、同じような悩みや経験をもつ者同士がサポートしあうことをピアサポートと呼びます。

がんのピアサポートとは、がんを体験された方の支え合いです。がんと診断されると、戸惑いや不安、治療や生活、仕事、家族のことなど様々な気付きがあると思います。そのような時に、患者さんやご家族同士の体験を共有することができます。

サポートを行うがん体験者やその家族をピアサポーターといいます。ピアサポーターには医療スタッフとは違う、同じような体験をした仲間ならではの支援が期待されています。

がんのピアサポーターの多くは、患者さん・ご家族の気持ちに寄り添えるよう、コミュニケーションや傾聴のスキルなどの専門的な研修を受けております。

活動場所や方法は様々で、病院の患者サロンや患者会の運営のバックアップや個別相談に対応する場合があります。ピアサポートに関する問い合わせや情報については、下記またはがん相談支援センターへお問い合わせください。



● 県内のピアサポート活動実施団体

実施機関名	問い合わせ
あけぼの会	代表 宮城 (みやぎ) TEL : 090-3786-7865
がん患者と家族の会 キャンサーライフとくしま	代表 香留 (かとめ) TEL : 090-4507-4823
徳島県がん患者団体協議会	代表 香留 (かとめ) TEL : 090-4507-4823
がんフレンド	代表 渋谷 (しぶたに) TEL : 080-5669-2676

MEMO

医療費・生活費に関する支援制度

がんの手術療法や薬物療法などで医療費の自己負担が高額になることがあり、生活費にも影響がでてきますが、負担を軽減する制度や補償する公的な制度があるので、活用していきましょう。ご自身が制度の対象に該当するか、がん相談支援センター等かかられている病院の相談窓口にお尋ねください。

●がん制度ドック NPO 法人がんと暮らしを考える会

「がん制度ドック」とは、がんと診断された患者さん、そのご家族、または医療従事者が利用できる公的・民間の医療保険制度をまとめて検索できるウェブサービスです。性別、年齢、がんの部位、症状、加入中の保険などの質問項目に選択形式で回答するだけで、がんと診断されたときに利用できる公的・民間の「お金」に関わる制度を知ることができます。



1) 医療費

① 高額療養費制度

ひと月（1日～末日）の医療費の自己負担（食事代、差額ベッド代、保険診療対象外の被費用を除く）が、自己負担限度額（所得や課税状況により設定されています）を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。

●ひと月の自己負担限度額

70歳未満の方

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	多数該当*
ア	年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	140,100 円
イ	年収約 770 万円～約 1,160 万円 健保：標報 53 万円～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万円～901 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	93,000 円
ウ	年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標報 28 万円～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万円～600 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
エ	～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

70歳以上・後期高齢者医療の方

適用区分		ひと月の上限額	
		外来(個人ごと)	世帯ごと
現役並み	Ⅲ年収約1,160万円～ 標報 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当* : 140,100円]	
	Ⅱ年収約770万円～約1,160万円 標報 53 万円以上 課税所得 380 万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当* : 93,000円]	
	Ⅰ年収約370万円～約770万円 標報 28 万円以上 課税所得 145 万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当* : 44,400円]	
一般	年収約156万円～約370万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満等	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当* : 44,400円]
非住 課民 税税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

*多数該当

療養を受けた月以前の1年間(直近12カ月間)に、3カ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、**4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。**

なお、70歳以上・後期高齢者医療の方の多数該当については、外来のみ(個人ごと)の限度額の適用によって高額療養費を受けた回数はカウントされません。

注) 多数該当に係る該当回数の引継ぎについて

多数該当は**同一保険者・同一被保険者**での療養に適用されます。国民健康保険から協会けんぽに加入した場合など保険者が変わったときや、退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません。

退職後、任意継続に加入した場合は、多数該当の月数のカウントが引き継がれます。また、国民健康保険の被保険者が、同一都道府県内の他市町村へ住所を異動した場合についても、多数該当の月数のカウントが引き継がれます。

がん薬物療法など高額な治療を受けて、毎月のように高額療養費の支給対象となっている方は、注意が必要です。

●問い合わせ・申請窓口 加入している医療保険の窓口

* 44ページをご参照ください

② 高額療養費限度額適用認定証（高額療養費の現物給付）

あらかじめ加入している医療保険で限度額適用認定証を発行してもらい、医療機関に提示することで、医療費の窓口の支払いを限度額までにすることができる制度です。申請した月の1日まで遡れます。

●問い合わせ・申請窓口

加入している医療保険の窓口

* 44 ページをご参照ください

【入院する場合や、手術療法、薬物療法、放射線療法*など高額な治療費がかかることが見込まれる場合は、申請しておきましょう】

*通院での放射線治療後の会計について、週単位、月単位でまとめた支払いを対応している病院もありますので、事前に会計窓口にお問い合わせください。

健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日効	
被保険者	記号 番号
氏名	男女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
適用対象者	氏名 見本 男女
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	
発効年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	
所在地	
保険者	番号 名称及び印

③ ひとり親家庭医療費等助成制度

ひとり親家庭の医療費を軽減する制度です。保険適用の治療にかかる自己負担の一部が助成されます。入院の食事代や差額ベッド代は対象になりません。

助成の内容は市町村によって違います。

●対象

・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭の父または母並びにその扶養する児童ならびに父母のいない児童

*所得制限あり（児童扶養手当の受給の所得水準であること）

●問い合わせ先 お住まいの市町村児童福祉担当窓口

④ 子どもはぐくみ医療費助成制度

子どもの医療費の一部または全額を自治体が負担する制度です。市町村ごとに、助成基準（対象年齢、扶養義務者の所得制限など）が異なっており、下記のサイトから確認することができます。

申請することで、受給者証を市町村から受け取ることになります。医療費助成を受け際には、その受給者証を受診の際に医療機関に提示する必要があります。

●問い合わせ先 お住まいの市町村児童福祉担当窓口

☑️ **子どもはぐくみ医療費市町村制度の概要（徳島県）**

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kosodateshien/2008032500022>



⑤ 重度心身障害者（児）等医療費助成制度

心身に重度の障がいがある方が医療機関を受診した場合に、保険適用の治療にかかる自己負担が助成されます。入院の食事代や差額ベッド代は対象になりません。

●対象

- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
- ・身体障害者手帳 3 級または 4 級でかつ療育手帳 B 判定の方
- ・療育手帳 A 判定の方
- * 所得制限あり

●問い合わせ先 お住まいの市町村障害福祉担当窓口

⑥ 小児慢性疾患特定疾病医療費助成制度

小児がんの場合、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」に該当することがあります。当該がんの治療にかかる医療費について、世帯所得に応じた自己負担額の上限額を超えた場合に助成する制度です。申請日から有効となるため、診断がおりました場合は、早めに手続きしましょう。

●ひと月の自己負担上限額

階層区分	年収の目安(夫婦 2 人子ども 1 人世帯の場合)		自己負担上限額		
			一般	重症※	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0円		
II	市町村民税 非課税	低所得 I (～約80万円)	1,250円		500円
III		低所得 II (～約200万円)	2,500円		
IV	一般所得 I (市区町村民税7.1万円未満、～約430万円)		5,000円	2,500円	
V	一般所得 II (市区町村民税25.1万円未満、～約850万円)		10,000円	5,000円	
VI	上位所得 (市区町村民税25.1万円以上、約850万円～)		15,000円	10,000円	
	入院時の食費		1 / 2 自己負担		

※ 重症

①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が 5 万円 / 月（例えば医療保険の 2 割負担の場合、医療費の自己負担が 1 万円 / 月）を超える月が年間 6 回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。

●手続き・問い合わせ先 お住まい住所の管轄の保健所（48 ページ）

⑦ 医療費控除

1年間（1月1日～12月31日）に10万円を超える医療費を支払った場合、申告すれば税金の還付を受けることができます。

計算方法は、1年間に支払った医療費から、高額療養費制度などから払い戻された費用や生命保険などの給付金を差し引きます。そこから総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きして算出されます。



●対象となる主な費用

- ・医師や歯科医師による診療費、訪問看護サービス利用料
- ・薬代
- ・通院交通費（ガソリン代や駐車料金は除く）、入院時の食事代、医療器具の購入・貸与費など
- ・介護保険サービス利用料の一部
- ・寝たきりの方のおむつ代（医師の証明が必要）
- ・治療目的でのあん摩マッサージ、はりきゅう、柔道整復による施術費用など

●問い合わせ先 お住まいの住所を管轄する税務署（48 ページ）

⑧ 高額医療・高額介護合算制度

1年間（8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額療養・高額介護合算」制度の限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた分の払い戻しを受けることができます。

自己負担限度額は、年齢と世帯の所得状況で細かく分かれています（例：70歳以上の一般所得の場合、上限額56万円）。

●問い合わせ 加入している各医療保険の窓口（44 ページ）

⑨ 石綿（アスベスト）による健康被害支援制度

石綿が原因で中皮腫や肺がんに罹患するといった健康被害にあわれた方には、次の2つの支援制度があります。

一つは、労働者等の方が石綿にさらされる業務に従事していた場合に労働者災害補償保険制度（労災保険制度）やその他の災害補償制度により補償を受けることができます。

もう一つは、これら制度による補償を受けられない場合に、石綿健康被害救済制度による救済給付を受けることができます。

労災保険給付を受けるためには、その病気が、仕事が原因で発病したものであると労働基準監督署長から認定を受ける必要がありますが、石綿健康被害救済制度に比べて補償は大きいです。

石綿健康救済制度の場合、当該疾患の治療を開始した日以降の、保険診療の自己負担分が支給されます。また、療養手当として治療を開始した日の翌月より月額103,870円が支給されます。

情報サイト

●石綿(アスベスト)による疾病の労災認定(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/061013-4_leaflet.pdf



☑️アスベスト健康被害の救済(独立行政法人環境再生保安機構)

<https://www.erca.go.jp/asbestos/>



●問い合わせ先

労災保険

労働者が所属するまたは所属していた事業場を所轄する労働基準監督署

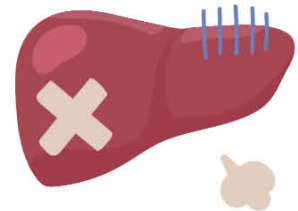
石綿健康被害救済制度

環境再生保全機構 石綿健康被害救済部

石綿救済相談ダイヤル **0120-389-931**

⑩ 肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の医療費の一部を助成する制度です。肝がんの場合は、入院治療または外来医療（「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による外来医療に限る。）に係る医療費も助成対象になっています。



過去12カ月以内で、高額療養費の自己負担限度額を超える月が2月以上ある場合、3月目から自己負担額が月1万円になります。

●主な要件

- ・徳島県内に住所を有する方
- ・B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変で入院治療・通院治療を受けている。ただし通院治療については「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による外来医療に限る
- ・過去12カ月以内で、上記の治療のため、高額療養費の自己負担限度額を超える月が2月以上ある場合
- ・徳島県内に住所を有する方

●問い合わせ先

徳島県感染症対策課 **TEL : 088-621-2228**

または、お住まいの住所を管轄する保健所（48ページ）

2) 生活支援

① 傷病手当金

会社員や公務員ががん等の病気による入院や自宅療養により、給与が支給されない場合の生活の保障として、休んだ日1日につき、標準報酬日額の2/3が支給されます。

支給される期間は、**支給開始日から通算して（分割取得も可能）1年6カ月*支給されます。**1年以上現在の保険に加入していたことなど一定の要件を満たしていれば、退職後も引き続き傷病手当金を受け取ることができます。

*加入している保険によっては、付加給付などがあり実際の支給額や支給期間は違ってきます。



●要件

- ・対象者は、被保険者（健康保険、共済保険、船員保険）の被保険者本人
- ・病気療養中で仕事につくことができない
- ・休んだ日が連続して3日間（待機期間）あり、4日目も仕事に就くことができない
- ・休んだ期間に給与の支払いがない。支払いがあっても傷病手当金より少ない。
業務・出勤中など仕事に起因する病気・ケガの場合は、傷病手当金は支給されません（労災保険が適用されます）

●問い合わせ先 加入している医療保険の窓口（44ページ）

② 失業手当（基本手当）

雇用保険に加入している方で、働くことができる状態にもかかわらず、失業した場合、失業手当を受給することができます。

基本手当の日額は、退職直前の6カ月間に支給された給料の合計額を180で割った金額のおよそ50%～80%で、支給される期間は被保険者期間、退職の理由によって異なります。

注) がんの治療中や症状などの体調不良で、すぐに働くことができない状態が30日以上続く場合は、失業手当の給付を受けることはできないため、受給の延長手続きをしておきましょう。

受給要件

退職日以前の2年間に、雇用保険の被保険者期間が12カ月以上（11日以上または80時間以上働いた月を1カ月とする）あること。離職理由によって特例措置もあるため、ハローワークに確認しましょう。

問い合わせ・申請窓口

住所地を管轄するハローワーク（49ページ）

③ 障害者手帳

がんの進行や薬物療法の副作用などによって、肢体や内臓（ぼうこう、直腸、肝臓、腎臓、呼吸器など）、音声、精神などに著しい障害が現れて、その症状が固定したと判断された時は「身体障害者手帳」や「精神保健福祉手帳」が交付されます。障害者手帳を持っていると障害福祉サービス、ストーマ装具などの購入費用の軽減、重度心身障害者医療費助成制度（37 ページ）や、税の控除など経済的な支援が受けられます。



まずは、主治医に障害者手帳の等級に該当する状態かどうかを確認し、診断書など申請に必要なものや手続き方法についてはがん相談支援センターなどかかりつけ医療機関の相談窓口にお尋ねください。

● 障害者手帳の取得例

- ・ 大腸がんの手術療法で人工肛門を造設した
- ・ 膀胱がんの手術療法で回腸導管または新膀胱を造設した
- ・ 喉頭がんのため声帯切除し声が出なくなった
- ・ がんの骨転移によって永続的に半身麻痺が残った
- ・ がんに伴う精神的な不安が長期的に続き、うつ病となった
など

● 問い合わせ お住まいの市町村の障害福祉窓口

④ 障害年金

20 歳以上の方で、がんなどの病気により日常生活や仕事に制約がでるなど支障をきたしている場合、障害年金が支給されます。

障害の程度によって等級が異なり、不支給になることもあります。等級の判定は障害者手帳とは異なります。



● 受給要件

- ・ 初診日（障害の原因になった病気について初めて医師の診療を受けた日）に公的年金に加入していること。
- ・ 初診日の前日において、年金保険料を一定期間納付*1 していること。
- ・ 障害認定日（原則、初診日から 1 年 6 カ月を経過した日*2）以降において障害の基準に定める程度の状態であること。

* 1：初診日の前々月までに公的年金を 2 / 3 以上納めている。または、初診日の前々月まで直近 1 年間で未納がないこと（20 歳未満の時に初診日がある方を除く）

* 2：以下の場合には 1 年 6 カ月以内でも、その時点をもって障害認定日になります。
（がんに関連した障害認定日の例）

- ・ 人工肛門、尿路変向造設して 6 カ月経過した日
- ・ 新膀胱を造設した日 ・ 喉頭摘出した日 ・ 在宅酸素を開始した日

●年金支給額

障害基礎年金は、定額で、1級 976,125 円（月額：81,343 円）、2級 780,900 円（月額：65,075 円）支給されます。

障害厚生年金は給与や賞与（ボーナス）の平均と、年金に加入していた期間をもとに計算された額（最低保障額あり）に、障害基礎年金が上乗せされて支給されます。

配偶者や 18 歳到達年度末（障害がある子の場合は 20 歳未満）までの子どもがいる場合は、さらに加算されます。

●年金の種類及び問い合わせ先

初診日に加入していた年金	支給年金の種類	等級	手続き・問い合わせ先
国民年金	障害基礎年金	1 級または 2 級	・お住まいの市町村の年金窓口 ・年金事務所（47 ページ）
厚生年金	障害基礎年金 障害厚生年金	1 級～ 3 級	・年金事務所（47 ページ）
共済年金	障害基礎年金 障害共済年金*	1 級～ 3 級	共済組合

*平成 27 年 10 月 1 日以降に障害認定日がある場合は、障害厚生年金が支給されます。

⑤ 生活保護制度

病気で仕事ができなくなり収入が途絶え、これまでご紹介したようなあらゆる制度や預金や資産を活用してもなお医療費や生活費の工面ができず、生活が苦しい場合に、最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度です。

原則、世帯を対象としており、同居家族がいる場合は、家族全員が生活保護の対象となります。住んでいる地域、世帯構成や年齢により国が定めた保護基準によって最低生活費が設定されており、最低生活費に足りない部分を補う形で生活保護費が支給されます。原則、申請日から適用開始となります。

●問い合わせ先 福祉事務所（47 ページ）

市の方は、お住まいの市役所の生活保護窓口

町村の方は、お住まいの町村役場または、管轄の県保健福祉局

MEMO

各種相談・問い合わせ先一覧

1) 県・市町村のがん担当窓口

県内のがんに関する政策、がん検診など保健指導を行う窓口です。福祉や年金等に関する問い合わせは、それぞれの担当窓口にご連絡してください。

*市町村のがん検診の担当窓口の連絡窓口を掲載しております。

地域	担当課	連絡先
徳島県	健康づくり課 がん・生活習慣病対策担当	088-621-2223
徳島市	健康長寿課 健康診査担当	088-621-5512
鳴門市	健康増進課	088-684-1137
小松島市	保健センター	0885-32-3551
阿南市	保健センター	0884-22-1590
吉野川市	健康推進課	0883-22-2268
阿波市	健康推進課	0883-36-6815
美馬市	保険健康課	0883-52-5611
三好市	保健センター	0883-72-6767
勝浦町	福祉課	0885-42-1502
上勝町	住民課	0885-46-0111
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971
石井町	保健センター	088-674-0001
神山町	健康福祉課・予防係	088-676-1114
松茂町	保健相談センター	088-683-4533
北島町	保健相談センター	088-698-8909
藍住町	保健センター	088-692-8658
板野町	福祉保健課 健康相談室	088-672-5986
上板町	健康推進課	088-694-6810
那賀町	保健センター	0884-62-3892
美波町	健康増進課	0884-77-3621
牟岐町	健康生活課	0884-72-3417
海陽町	福祉人権課	0884-73-4311
つるぎ町	保健センター	0883-62-3313
東みよし町	健康づくり課・検診予防係	0883-82-6323

2) ファミリーサポートセンター

名称	管轄地域	所在地	電話番号
徳島ファミリー・サポート・センター	徳島市・小松島・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町	徳島市昭和町3丁目35番地1 わーくびあ徳島(労働福祉会館) 4F	088-611-1551
板野東部ファミリー・サポート・センター	藍住町・北島町・松茂町・板野町・上板町	板野郡藍住町奥野字矢上32-1 藍住町勤労女性センター内	088-693-3033
阿南ファミリー・サポート・センター	阿南市	阿南市富岡町今福寺40-17 阿南市社会福祉会館2F	0884-24-5550
鳴門ファミリー・サポート・センター	鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2 鳴門市健康福祉交流センター内	088-683-0788
那賀町ファミリー・サポート・センター	那賀町	那賀郡那賀町阿井字寺西7	0884-63-0114
みなみファミリー・サポート・センター	美波町	海部郡美波町奥河内字井ノ上22-3 美波町児童館・女性会館マーメイド内	0884-77-2111
かいようファミリー・サポート・センター	海陽町	海部郡海陽町奥浦字新町44番地 海陽町役場 海部庁舎3F	0884-74-3112
牟岐町ファミリー・サポート・センター	牟岐町	海部郡牟岐町大字中村字本村14	0884-72-1161
美馬ファミリー・サポート・センター	美馬市・つるぎ町	美馬市脇町大字猪尻字西分116-1 美馬市地域交流センター 2F	0883-53-1108
阿波市ファミリー・サポート・センター	阿波市	阿波市阿波町東原173-1 あわむすび内	0883-30-3526
吉野川市ファミリー・サポート・センター	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島252-1 日本フネ市民センター4階 ちびっこプラザ内	0883-22-2440
東みよし町ファミリー・サポート・センター	東みよし町	三好郡東みよし町加茂3360番地 東みよし町役場 福祉課内	0883-82-6306
みよしファミリー・サポート・センター	三好市	三好市池田町シンマチ1474番地 三好市福祉事務所 子育て支援課内	0883-72-7663

3) 医療保険窓口

医療保険の名称	問い合わせ先	
	事業所名	電話番号
組管掌健康保険 (組合保険)	各種健康保険組合窓口	
全国健康保険協会 管掌健康保険 (協会けんぽ)	全国健康保険協会徳島支部*	088-602-0250
船員保険	全国健康保険協会船員保険支部	0570-300-800 03-6862-3060 (携帯電話・PHS・IP電話の方)
共済組合	各共済組合担当窓口	
国民健康保険(国保)	市町村国保：市町村の国民健康保険の窓口 国保組合：各国保組合の窓口	
後期高齢者医療制度	市町村の後期高齢者医療の窓口 徳島県後期高齢者医療広域連合	
		088-677-3666

* 担当の支部は会社(本社)の所在地でかわります。お持ちの保険証で、保険者をご確認ください。

4) 地域包括支援センター

	担当地区	センター名称	住所	電話番号
徳島市	全域	徳島市地域包括支援センター	徳島市幸町3丁目77	088-624-7775
鳴門市	全域	鳴門市基幹型地域包括支援センター	鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2	088-615-1417
	大麻町	鳴門市地域包括支援センター おおあさ	鳴門市大麻町松字東山田57-10	088-689-3738
	撫養町川東地区、里浦町	鳴門市地域包括支援センター 貴洋会	鳴門市撫養町立岩字五枚146	088-683-1075
	撫養町川西地区(木津除く)、鳴門町西地区	鳴門市地域包括支援センター 緑会	鳴門市撫養町南浜字蛭子前東105	088-685-1555
	大津町、撫養町川西地区(木津)	鳴門市地域包括支援センター ひだまり	鳴門市大津町矢倉字四ノ越5	088-686-1139
	瀬戸町、北灘町、鳴門町東地区	鳴門市地域包括支援センター やまかみ	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	088-683-6727
小松島市	全域	小松島市社会福祉協議会地域包括支援センター	小松島市横須町11番7号	0885-33-4040
阿南市	全域	基幹型阿南高齢者お世話センター	阿南市富岡町北通33-1 阿南ひまわり会館	0884-23-7288
	富岡、宝田、中野島地区	阿南東部高齢者お世話センター	阿南市宝田町今市金剛寺43	0884-22-4577
	見能林、橘、桑野地区	阿南中部高齢者お世話センター	阿南市見能林町南林260-7	0884-23-3728
	大野、長生、加茂谷地区	阿南西部高齢者お世話センター	阿南市羽ノ浦町中庄大知測8-1	0884-44-6836
	新野、福井、椿地区	阿南南部高齢者お世話センター	阿南市新野町信里65	0884-36-3634
	伊島町、那賀川町、羽ノ浦町(岩脇、古庄、古毛、明見、春日野、西春日野)	阿南北部第1高齢者お世話センター	阿南市那賀川町苅屋357-1 那賀川社会福祉会館	0884-42-2900
	羽ノ浦町(中庄、宮倉)	阿南北部第2高齢者お世話センター	阿南市羽ノ浦町中庄大知測8-1	0884-44-6836
吉野川市	全域	吉野川市地域包括支援センター	吉野川市鴨島町鴨島252番地1	0883-22-2744
阿波市	全域	阿波市地域包括支援センター	阿波市市場町切幡字古田201番地1	0883-36-6543

美馬市	全域	美馬市地域包括支援センター	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-5613
勝浦町	全域	勝浦町地域包括支援センター	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国10-1	0885-42-3966
上勝町	全域	上勝町地域包括支援センター	勝浦郡上勝町大字正木字西浦111-7	0885-44-5112
佐那河内村	全域	佐那河内村地域包括支援センター	名東郡佐那河内村上字大黒23-1	088-679-3383
石井町	石井地区(字重松を除く)、高川原地区	石井東部地域包括支援センター	名西郡石井町石井字城ノ内563	088-674-7265
	藍畑地区、浦庄地区、高原地区、石井字重松地域	石井西部地域包括支援センター	名西郡石井町浦庄字上浦157-11	088-675-3722
神山町	全域	神山町地域包括支援センター	名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1185
松茂町	全域	松茂町地域包括支援センター	板野郡松茂町広島字東裏30	088-683-4566
北島町	全域	北島町地域包括支援センター	板野郡北島町中村字上地23-1	088-698-8951
藍住町	全域	藍住町地域包括支援センター	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3175
板野町	全域	板野町地域包括支援センター	板野郡板野町大寺字龜山西169-5 板野町町民センター	088-672-1026
上板町	全域	上板町地域包括支援センター	板野郡上板町西分字橋西1-11	088-694-5597
那賀町	全域	那賀町地域包括支援センター	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-3901
美波町	全域	美波町地域包括支援センター	海部郡美波町奥河内字井ノ上13番地2	0884-77-1171
牟岐町	全域	牟岐町地域包括支援センター	海部郡牟岐町大字川長字新光寺60-1	0884-72-1600
海陽町	全域	海陽町地域包括支援センター	海部郡海陽町奥浦字新町44	0884-73-0620
つるぎ町	全域	つるぎ町地域包括支援センター	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	0883-62-3111
三好市	全域	みよし地域包括支援センター	三好市池田町シンマチ1476-1 三好市保健センター1階	0883-72-5877
東みよし町	全域	東みよし町地域包括支援センター	三好郡東みよし町昼間3673番地1 東みよし町役場三好庁舎2階	0883-76-5580

5) 福祉事務所

福祉事務所名	住所	担当課名	電話番号	管轄区域
東部保健福祉局 (徳島)	徳島市新蔵町1丁目67	生活福祉第一担当 第二担当 第三担当	088-626-8721 ~ 8726	勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
南部総合県民局保健福祉環境部(美波)	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	防災・社会福祉担当	0884-74-7361 ~ 7363	那賀郡 海部郡
西部総合県民局保健福祉環境部(三好)	三好市池田町マチ2415	生活福祉担当	0883-76-0415	美馬郡 三好郡
徳島市福祉事務所	徳島市幸町2丁目5	生活福祉第一課 第二課	088-621-5181	徳島市
鳴門市福祉事務所	鳴門市撫養町南浜字東浜170	社会福祉課	088-684-1144	鳴門市
小松島市福祉事務所	小松島市横須町1-1	生活福祉課	0885-32-3931	小松島市
阿南市福祉事務所	阿南市富岡町トノ町12-3	福祉課	0884-22-1592	阿南市
吉野川市福祉事務所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	社会福祉課	0883-22-2262	吉野川市
阿波市福祉事務所	阿波市市場町切幡字古田201-1	社会福祉課	0883-36-5196	阿波市
美馬市福祉事務所	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	生活福祉課	0883-52-5604	美馬市
三好市福祉事務所	三好市池田町シンマチ1476-1	地域福祉課	0883-72-7647	三好市

●月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 施設によって開庁時間は異なる場合があります。

6) 年金事務所

事務所名	住所	電話番号
徳島北年金事務所	徳島県徳島市佐古三番町12-8	088-655-0200
徳島南年金事務所*	徳島市山城西4-45	088-652-1511
阿波半田年金事務所*	美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	0883-62-5350
街角の年金相談センター徳島*	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル8階	088-657-3081
* 地域の施設にて定期的に出張相談も実施しています。 個人の年金相談は、全国どここの年金事務所でも相談できます。		

●受付時間

徳島北、徳島南、阿波半田：月曜から金曜：8:30～17:15

週初の開所日：8:30～19:00

第2土曜：9:30～16:00

街角の年金相談センター徳島：月曜から金曜：8:30～17:15

7) 税務署

税務署名	住所	電話番号 (自動音声案内)	管轄地域
徳島税務署	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131	徳島市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡
鳴門税務署	鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	088-685-4101	鳴門市 板野郡
阿南税務署	阿南市富岡町滝の下4番地4	0884-22-0414	阿南市 那賀郡 海部郡
川島税務署	吉野川市川島町宮島747番地2	0883-25-2211	吉野川市 阿波市
脇町税務署	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36番地	0883-52-1206	美馬市 美馬郡
池田税務署	三好市池田町シンマチ1340番地1	0883-72-2155	三好市 三好郡

●月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00

8) 保健所

保健所	住所	電話番号	所轄
徳島保健所	徳島市新蔵町3丁目80	088-652-5151	徳島市 鳴門市 小松島市 板野郡 名西郡 名東郡 勝浦郡
鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141	鳴門市 板野郡
小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1丁目27	0885-32-2135	小松島市 勝浦郡
阿南保健所	阿南市領家町野神319	0884-28-9874	阿南市 那賀郡
美波保健所	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7373	海部郡
吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-36-9019	吉野川市 阿波市
美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1016	美馬市 美馬郡
三好保健所	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1123	三好市 三好郡

●月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

9) 総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
徳島労働局 総合労働相談コーナー	徳島市徳島町城内 6 番地 6 徳島地方合同庁舎 4 階	088-652-9142
徳島総合労働相談コーナー	徳島市万代町 3 丁目 5 番地 徳島第 2 地方合同庁舎 1 階 徳島労働基準監督署内	088-622-8139
鳴門総合労働相談コーナー	鳴門市撫養町南浜馬目木 119-6 鳴門労働基準監督署内	088-686-5164
三好総合労働相談コーナー	三好市池田町マチ 2429-12 三好労働基準監督署内	0883-72-1105
阿南総合労働相談コーナー	阿南市領家町本荘ヶ内 120-6 阿南労働総合庁舎 3 階	0884-22-0890

ご来庁でのご相談は、あらかじめお電話の上、お越しく下さい。

10) 公共職業安定所（ハローワーク）

名称	電話番号	所在地	管轄
ハローワーク徳島	088-622-6305	徳島市出来島本町1丁目5番地	徳島市 名東郡 名西郡
ハローワーク 小松島	0885-32-3344	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1階	小松島市 勝浦郡
ハローワーク三好	0883-72-1221	三好市池田町マチ2429-10	三好市 三好郡
ハローワーク美馬	0883-52-8609	美馬市脇町大字猪尻字東分 5番地	美馬市 美馬郡 阿波市のうち 阿波町
ハローワーク阿南	0884-22-2016	阿南市領家町本荘ヶ内120-6	阿南市 那賀郡
ハローワーク牟岐	0884-72-1103	海部郡牟岐町大字中村字本村52-1	海部郡
ハローワーク 吉野川	0883-24-2166	吉野川市鴨島町鴨島388-27	吉野川市 阿波市のうち 市場町 土成町 吉野町
ハローワーク鳴門	088-685-2270	鳴門市撫養町南浜字権現12	鳴門市 板野郡

●月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15



とくしまがん療養サポートブック

発行 徳島県がん診療連携協議会 情報提供・相談支援部会
徳島がん対策センター

第一版（令和5年2月）